

新町建設計画



紀伊長島町・海山町合併協議会
紀北町（平成27年9月変更）
紀北町（令和2年9月変更）

目 次

第1章 序 論	4
第1節 合併の必要性.....	4
1. 歴史的経緯.....	4
2. 人口減少・少子高齢化社会への対応.....	4
3. 生活圏の拡大と住民ニーズの高度化への対応.....	4
4. 地方分権への対応.....	5
5. 厳しい財政状況への対応.....	5
第2節 計画策定の方針.....	5
1. 計画の趣旨.....	5
2. 計画の構成.....	5
3. 計画の期間.....	6
4. 計画の留意点.....	6
第2章 新町の概況	7
第1節 位置と地勢.....	7
第2節 気 候.....	7
第3節 面 積.....	7
第4節 人口と世帯.....	8
第5節 産業構造.....	10
第3章 主要指標の見通し	11
第1節 人 口.....	11
1. 総人口.....	11
2. 就業人口.....	11
第4章 新町建設の基本方針	14
第1節 新町の基本理念.....	14
第2節 新町の将来像.....	15
第3節 新町のまちづくり方針.....	16
第5章 新町の施策	17
基本目標1 ずっと暮らせる安全・快適なまち.....	17
1. 防災・消防.....	17
2. 交通安全・防犯・消費生活.....	19
3. 土地利用.....	20
4. 道路・交通・港湾.....	21
5. 住宅.....	22

6. 水道	22
7. 環境保全・環境衛生	23
8. 情報化	25
基本目標 2 やさしさを支え合う健康・福祉のまち	26
1. 子育て・児童福祉	26
2. 高齢者福祉	27
3. 障がい者福祉	28
4. 地域福祉	29
5. 健康づくり・医療	30
6. 社会保障	31
基本目標 3 魅力と活力ある産業のまち	33
1. 農業	33
2. 林業	34
3. 水産業	36
4. 商工業	37
5. 観光	38
6. 雇用・就労	39
基本目標 4 心豊かに夢を育む教育、文化のまち	40
1. 幼児教育	40
2. 学校教育	41
3. 社会教育・青少年健全育成	41
4. スポーツ	42
5. 文化・芸術	43
基本目標 5 ともに担う参画と協働のまち	44
1. 協働のまちづくり	44
2. コミュニティ活動	45
3. 人権・男女共同参画	46
4. 交流、定住・移住	47
5. 行財政経営	48
第 6 章 新町における県事業の促進	50
第 1 節 三重県との協力、連携	50
第 2 節 新町における主な三重県事業	50
1. 生活基盤の整備	50
2. 産業の振興	51

3. 観光産業の促進	52
第7章 公共的施設の統合整備	53
第8章 財政計画	54
第1節 策定の基本的な考え方	54
1. 計画期間	54
2. 会計区分	54
3. 考慮事項	54
第2節 歳入歳出の計算方法	54
1. 歳入	54
2. 歳出	55

第1章 序 論

第1節 合併の必要性

1. 歴史的経緯

本地域は、前面（東）に黒潮躍る熊野灘、背後（西）には日本有数の原生林が残る大台山系と豊かな自然に囲まれ、古くからその恵みを生かし、水産業・林業等の産業を中心として発展してきました。

紀伊長島町と海山町は、2町で北牟婁郡を構成しておりますが、江戸時代には、海山町の島勝、白の2浦、紀伊長島町の長島、三浦、海野、道瀬、錦の5浦と二郷村、赤羽郷五箇村の7浦6村で長島組を形成していました。また、気候、風土、産業、文化、生活様式など多くの面で地理的、歴史的に結びついてきた地域であり、住民間の交流も活発に行われ、日常生活圏においても一体の地域を形成しています。

さらに、隣接する自治体として、し尿処理事業等の広域的な行政の取り組みを実施しており、行政レベルでも一体性を高めています。

これらのことから、紀伊長島町、海山町の2町は、平成16年4月に紀伊長島町・海山町合併協議会を設置し、積極的な合併協議に取り組んできました。2町の合併は、このような経緯を踏まえつつ、この地域の自立と将来の総合的な発展をめざすものです。

2. 人口減少・少子高齢化社会への対応

本地域は、県内において最も人口減少率の大きい地域であり、平成12年の国勢調査の数値と比べると、令和7年には人口は約40%減少すると予測され、その反面、高齢化率は約20%上昇し50%近くまで到達すると予測され、急激な少子高齢化の進展が見込まれています。

こうした人口の減少と少子高齢化は、地域経済に大きな影響を与え、税収の減少を招くのみならず、高齢者人口の増加にともなう保健・医療・福祉サービス等の行政需要を増加させます。さらには、地域社会（コミュニティ）の存続さえも危うくしてしまいます。このような事態を踏まえ、2町が合併することにより、行財政基盤を強化し、安心して子どもを産み育てられる環境や高齢者が安心して暮らせる環境を整備することが必要です。

3. 生活圏の拡大と住民ニーズの高度化への対応

現在の市町村の多くは「明治の大合併」、昭和30年前後の「昭和の大合併」を経て形成されており、その後、市町村の区域は今日までほとんど変わっておりません。

しかし、半世紀を経て、道路網の発達と車社会の進展、情報通信手段の発達と

普及により、住民の生活圏は急速に拡大し、現在の市町村の区域を超えた地域間のつながりを深めています。また、高度経済成長や情報化・国際化の進展などにより生活様式が変化しており、住民のニーズも多様化し高度化してきています。

こういった住民のニーズに的確に対応するため、広域的な視点から効果的な行政運営に努めることが必要です。

4. 地方分権への対応

平成11年の地方分権一括法の成立により、自己決定・自己責任の原則のもと、自立した地方自治体が強く求められています。また、国や県からの様々な権限が移譲されることにより、市町村においては、今まで以上に主体性の確立や政策形成能力の向上等が求められています。

このような変化に対応するためには、適切な受け皿づくりが必要であり、専門的な人材を育成するとともに、これまでの行政サービスのあり方を見直し、分権時代にふさわしい行政組織の体制を整えることが必要です。

5. 厳しい財政状況への対応

紀伊長島町、海山町の財政は、自主財源である地方税の歳入割合が低く、歳入の多くは国からの地方交付税や補助金、地方債等の依存財源に頼っています。

今後はこうした構造的な体質や生産年齢人口の減少により税収が減少するとともに、「三位一体改革」による地方交付税の削減や補助金の見直しで依存財源が減少します。さらに、地方分権の推進による行政経費の増加も見込まれ、市町村は今まで以上に厳しい財政運営を迫られることが予想されます。

このような厳しい財政状況の中、行政サービスを維持・向上させていくためには、限られた財源の中で一層効果的で効率的な行財政運営と財政基盤の強化に努める必要があります。

第2節 計画策定の方針

1. 計画の趣旨

この計画は、新町を建設していくための基本方針を定めるとともに、これに基づく施策を策定し、その実現により行政の効率的な運営を行うとともに、自治体としての自立を確立し、現在の住民サービスを維持しながら、さらなる住民福祉の向上や均衡ある発展を図ろうとするものです。

2. 計画の構成

この計画は、新町を建設していくための基本方針とこの基本方針を実現するための施策、公共的施設の統合整備及び財政計画で構成します。

3. 計画の期間

この計画の期間は、平成18年度から令和7年度までの20ヵ年度とします。

4. 計画の留意点

新町建設の基本方針を定めるにあたっては、新町の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、新町の一体性の速やかな確立や住民福祉の向上を図るとともに、新町の均衡ある発展に資するよう適切に配慮します。

財政計画の策定にあたっては、地方交付税、国県補助金、地方債等の依存財源を的確に把握し、この計画に示す施策を健全に実施できるものとします。

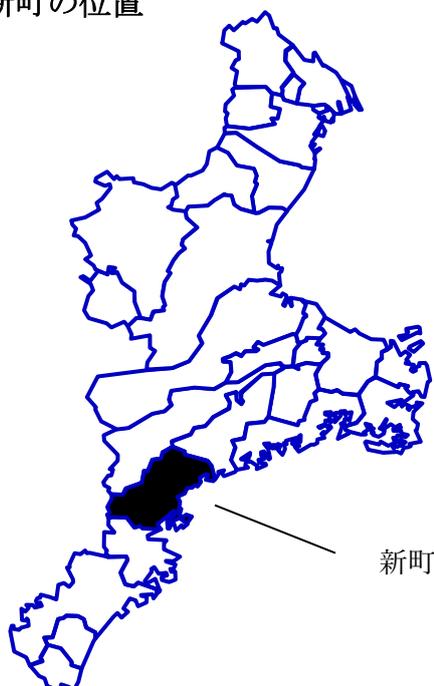
第2章 新町の概況

第1節 位置と地勢

新町は、三重県の南部、紀伊半島南端の潮岬と志摩半島の間、東紀州の玄関口に位置し、東は熊野灘、西は大台山系を境に奈良県と接し、南は尾鷲市、北は大台町、大紀町と接しています。

地形は、大台山系から連なる急峻な山々と熊野灘特有のリアス式海岸に囲まれ、平野部が少なく町の総面積の9割近くを森林が占めています。

三重県における新町の位置



第2節 気候

気温は、平成21年から30年の平年値で16℃と温暖でおだやかな気候となっています。降水量は、平成21年から30年の平年値で北部は2,812mm、南部は4,096mmとなっており、特に南部は全国でも有数の多雨地帯となっています。

第3節 面積

新町は、総面積で256.54k㎡を有し、三重県全体の4.4%を占めています。地目別にみると、農地4.56k㎡(1.8%)、宅地3.17k㎡(1.2%)、山林229.76k㎡(89.6%)、道路、河川その他19.05k㎡(7.4%)で、森林の占める割合が非常に高くなっています。

第4節 人口と世帯

昭和の大合併当時の昭和30年の国勢調査による旧2町の総人口は、32,379人でした。その後、若者の流出等により人口の減少が続き、平成17年には19,963人に、平成27年には16,338人になり、この10年間には18.2%減少しています。

平成17年から27年までの推移を年齢3区分で見ると、65歳以上人口が5.2%増加、15～64歳人口は28.7%減少、0～14歳人口は35.6%減少となっており、高齢化、少子化の進行がうかがえます。

高齢化率は、65歳以上の人口増加にともない、この10年間に32.8%から42.2%へと大きく上昇しています。

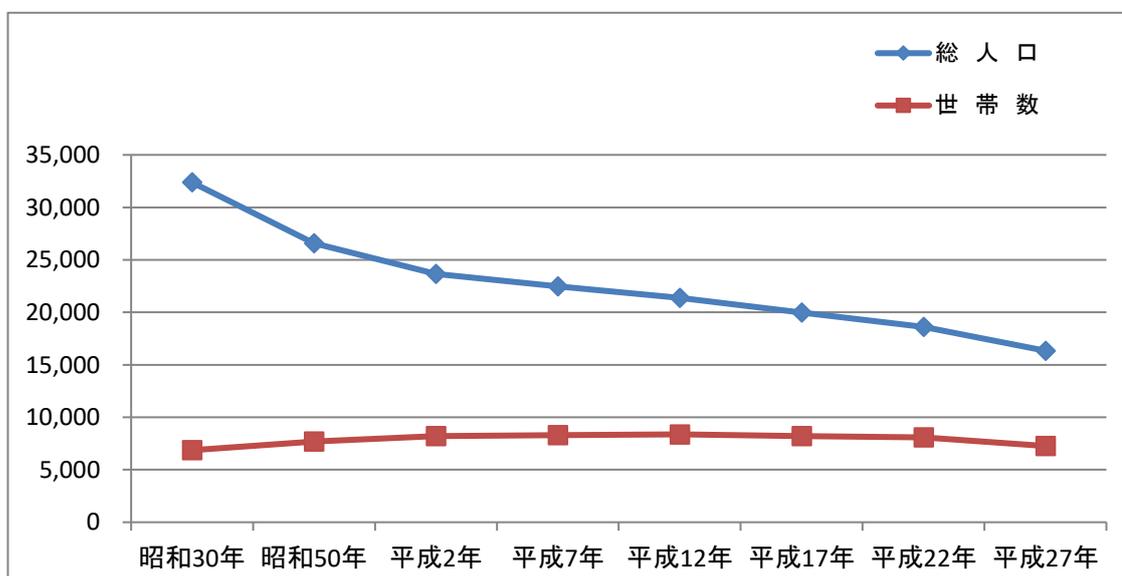
また、世帯数は、人口の減少に比例してこの10年間に936世帯減少して7,269世帯になり、これにともない1世帯当たりの人員は0.05人減少して2.25人となっています。

人口と世帯数の推移（国勢調査による）

(単位：人、世帯)

区 分	昭和30年	昭和50年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口	32,379	26,568	23,663	22,478	21,362	19,963	18,611	16,338
世帯数	6,865	7,693	8,203	8,308	8,373	8,205	8,088	7,269
1世帯当たりの人員	4.72	3.45	2.88	2.71	2.55	2.43	2.30	2.25

(単位：人、世帯)

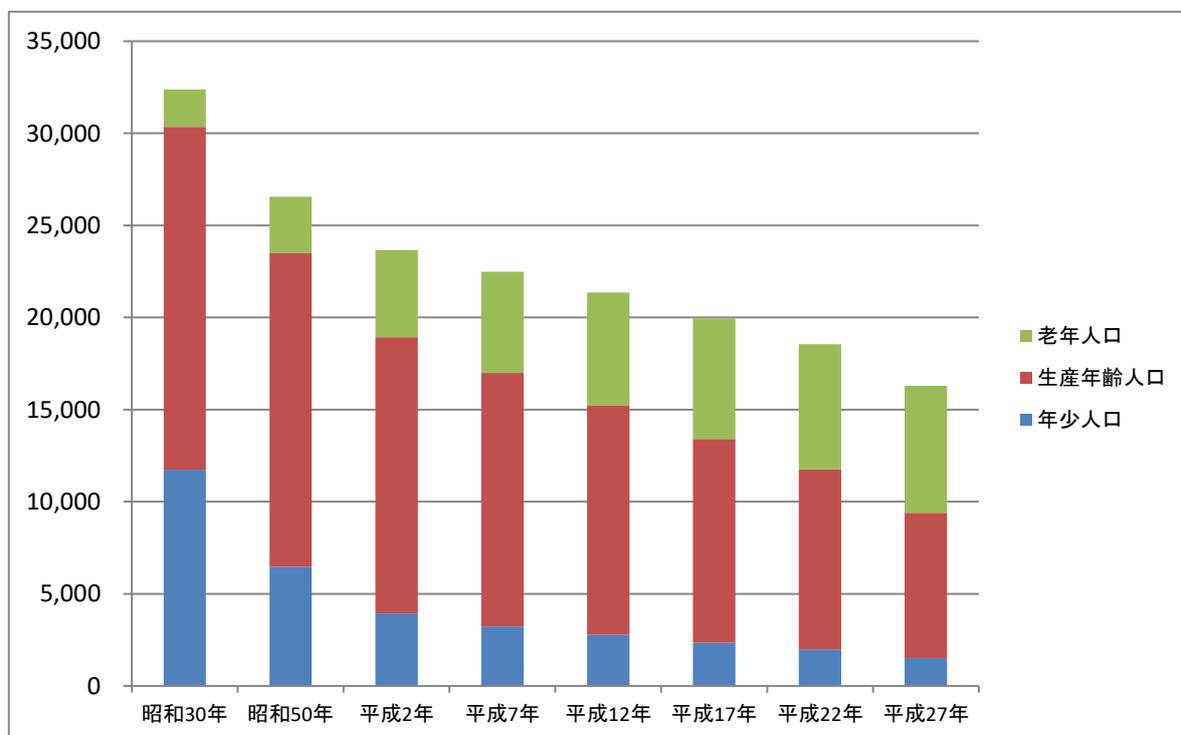


年齢三階層別人口の推移 (国勢調査による)

(単位：人、%)

区 分	昭和30年	昭和50年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口	32,379	26,568	23,663	22,478	21,362	19,963	18,611	16,338
	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)
老年人口 (65歳以上)	2,028	3,079	4,737	5,487	6,113	6,556	6,781	6,899
	(6.3)	(11.6)	(20.0)	(24.4)	(28.6)	(32.8)	(36.4)	(42.2)
生産年齢人口 (15～64歳)	18,618	17,011	14,977	13,766	12,463	11,058	9,779	7,888
	(57.5)	(64.0)	(63.3)	(61.3)	(58.4)	(55.4)	(52.5)	(48.3)
年少人口 (0～14歳)	11,733	6,478	3,949	3,225	2,786	2,349	1,984	1,512
	(36.2)	(24.4)	(16.7)	(14.3)	(13.0)	(11.8)	(10.7)	(9.3)

※平成27年国勢調査は39人(0.2%)の年齢不明者あり



第5節 産業構造

平成27年の国勢調査による就業者数は、7,166人で県全体の0.8%となり、また平成27年度の総生産は、436億3,300万円で、県全体の0.5%となっています。三重県の産業構成比と比較すると、第一次産業では、就業者数で6.4ポイント、総生産で8.5ポイント高くなっています。第二次産業では就業者数で4.8ポイント、総生産で23.4ポイント低くなっています。第三次産業では、就業者数で0.4ポイント、総生産で14.9ポイント高くなっています。

平成27年産業別就業人口と平成27年度産業別総生産

(単位：人、百万円、%)

項 目		紀北町	三重県	県における割合
第一次産業	就業人口	720	31,229	(2.3)
		(10.0)	(3.6)	
第一次産業	総生産	4,178	89,328	(4.6)
		(9.6)	(1.1)	
第二次産業	就業人口	1,878	270,322	(0.7)
		(26.2)	(31.0)	
第二次産業	総生産	7,945	3,305,782	(0.2)
		(18.2)	(41.6)	
第三次産業	就業人口	4,480	541,969	(0.8)
		(62.5)	(62.1)	
第三次産業	総生産	31,468	4,546,842	(0.7)
		(72.1)	(57.2)	
その他	就業人口	88	29,253	(0.3)
		(1.2)	(3.4)	
その他	総生産	42	7,641	(0.5)
		(0.1)	(0.1)	
計	就業人口	7,166	872,773	(0.8)
		(100)	(100)	
計	総生産	43,633	7,949,593	(0.5)
		(100)	(100)	

資料：就業人口（H27 国勢調査）

総生産（H27 三重県の市町民経済計算）

第3章 主要指標の見通し

第1節 人口

1. 総人口

人口は、平成27年の16,338人が令和7年には、12,782人にまで大きく減少すると予測されます。一方で、令和7年の65歳以上の人口も比例して減少が予測されるものの、65歳以上の高齢化率では49.1%に達すると予測されます。

※国立社会保障・人口問題研究所予測。

2. 就業人口

少子化にともなう生産年齢人口の減少等により、就業人口は、平成27年の7,166人が令和7年には5,764人まで減少すると予測されます。

※ 令和7年の就業人口は、平成27年国勢調査の就業人口割合を乗じて予測。

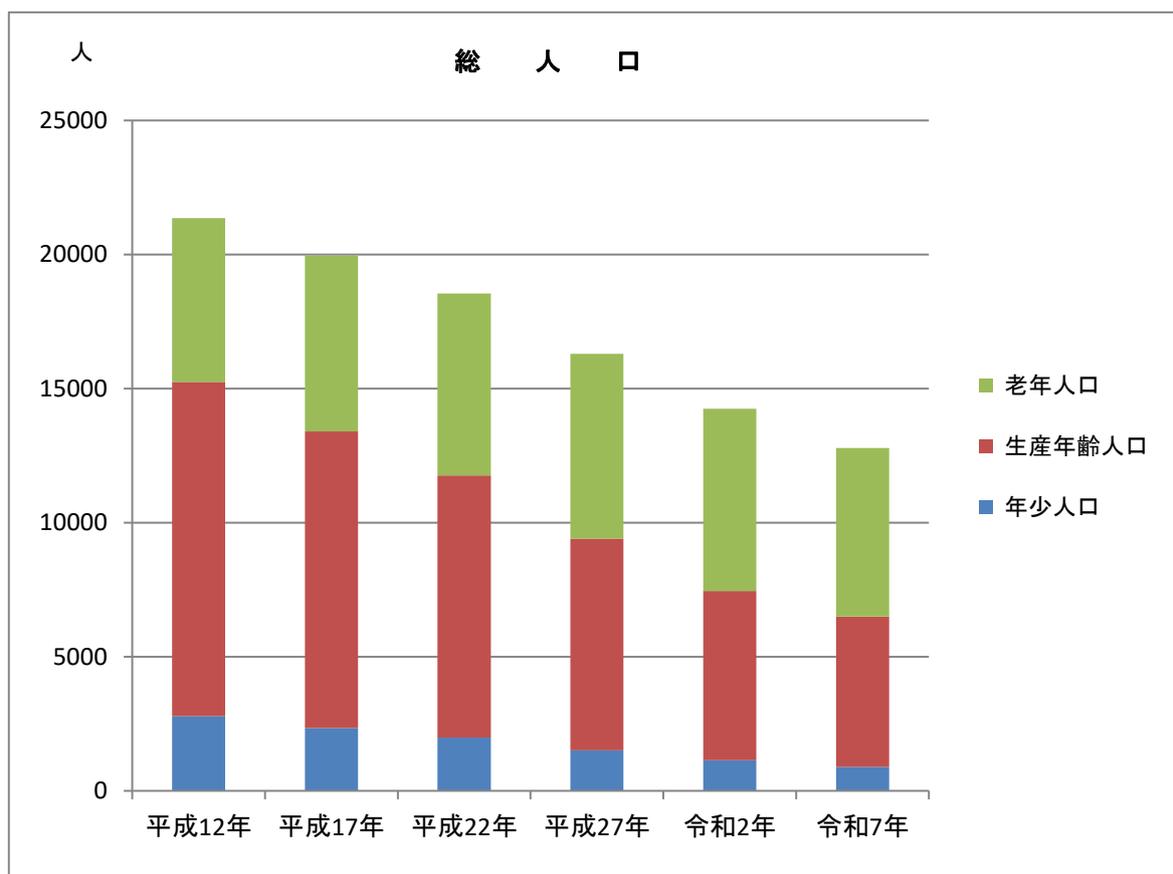
人口の実績と予測

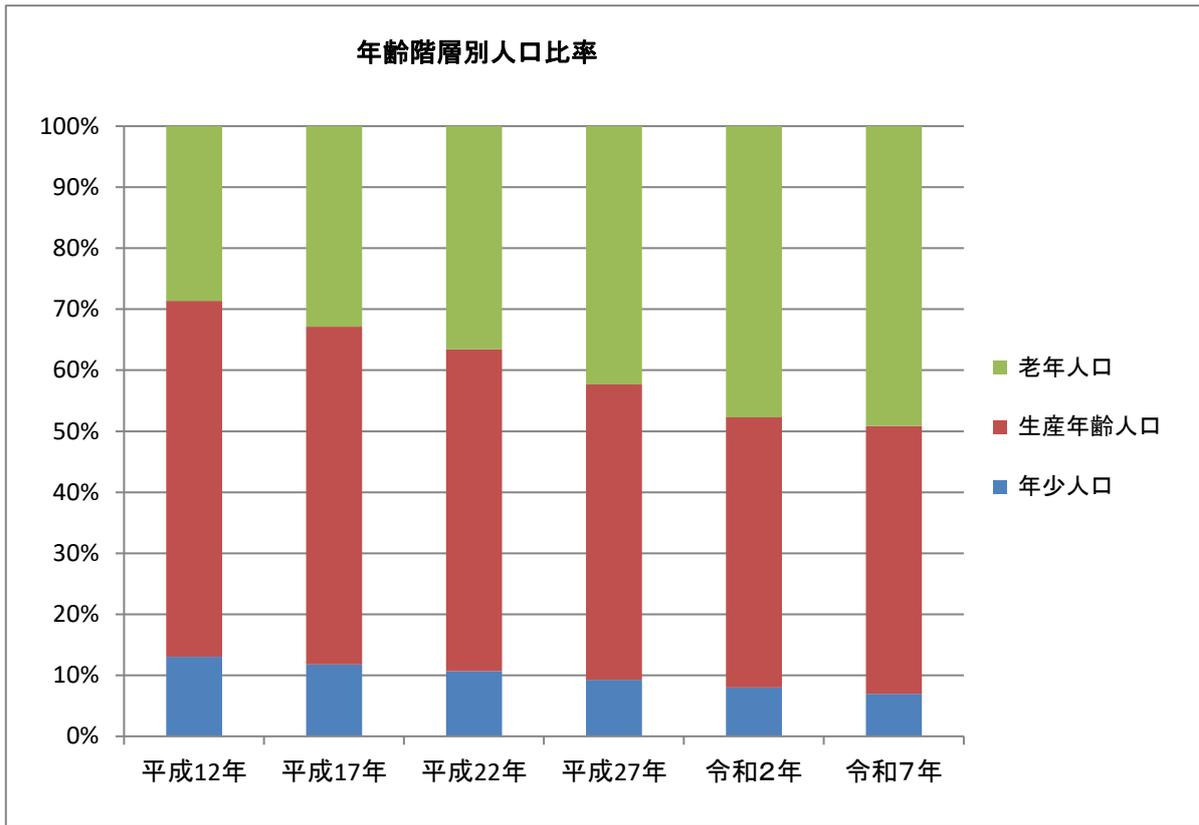
(単位：人)

区 分	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年	令和 7 年
総人口	21,362	19,963	18,611	16,338	14,251	12,782
老年人口 (65 歳以上)	6,113	6,556	6,781	6,899	6,804	6,280
生産年齢人口 (15～64 歳)	12,463	11,058	9,779	7,888	6,303	5,614
年少人口 (0～14 歳)	2,786	2,349	1,984	1,512	1,144	888

※ 平成 12 年、平成 17 年、平成 22 年、平成 27 年は国勢調査。

※ 令和 2 年、令和 7 年は国立社会保障・人口問題研究所予測。





第4章 新町建設の基本方針

第1節 新町の基本理念

21世紀を迎え地域社会は、地方分権、少子高齢化、情報化、国際化の進展により、大きな転換期にあります。このような社会情勢の変化に柔軟に対応するため、総合的な地域力が求められています。

私たちの地域は、海、山、大地に抱かれ、気候は温暖で空気は澄み、清らかな水があふれる豊かで尊い自然に恵まれた土地です。この豊かな自然を将来にわたって維持するとともに、この資源を最大限に活用し、自然との共生により快適で活力のあるまちをめざします。

一方、この地域の将来人口予測では、総人口は平成12年の21,362人が令和7年には12,782人まで減少し、高齢化率は平成12年の28.6%から令和7年には49.1%にまで上昇します。生産年齢人口の大幅な減少とともに本格的な少子高齢社会を迎えます。このような状況の中で、すべての住民が健康で幸せに暮らすため、行財政の効率化を推進するとともに、住民と行政の協働により地域を支えるまちをめざします。

また、それぞれの地域の歴史や文化を大切にし、学び、ふれあうことにより、地域に誇りと自信を持ち、地域を愛する心を育むとともに、地域間の交流を促進することにより住民の連帯を強化します。さらに、世界遺産に登録された熊野古道など地域の資源を活用した集客交流や地域の産業を活性化することにより活気あふれるまちをめざします。

このように、地域の資源を複合的・総合的に活用し、自然との共生、住民との協働、集客交流により住民一人ひとりが健康で安全に安心して暮らせる自立したまちをめざします。

さらには、公正・公平性の確保とより一層の透明性の向上、説明責任を果たせる行政運営をめざします。

第2節 新町の将来像

これからのまちづくりの基本視点を次のとおりに定め、まちづくりの全ての分野における基本とします。また、3つの視点を踏まえ、自然と共生する「安全・安心」な暮らしを基本に、「にぎわい」のある、「人・地域の元気」を生み出すまちを目指し、将来像を以下のとおり定めます。

視点1 紀北町らしさを創造する、誇れるまちづくり

紀北町ならではの特性や地域資源を生かした、暮らしや人づくり、地域づくりを進め、自分たちが住む町・地域に自信と愛着を持ち、多様な「紀北町らしさ」を創造・発信し、全国に誇れるまちづくりを進めます。

視点2 自然、人が輝く、希望あふれるまちづくり

美しく豊かな自然との共生を基本に、ずっと安心して暮らせるまちづくりを進めるとともに、誰もが健康が生きがいを持って元気になる、住んでみたい、住んでよかったと思える、希望あふれるまちづくりを進めます。

視点3 協働でつくる、自立したまちづくり

あらゆる分野において住民と行政がそれぞれの役割と責任を持って協働し、地方分権・地方創生の時代に対応した自立したまちづくりを進めます。

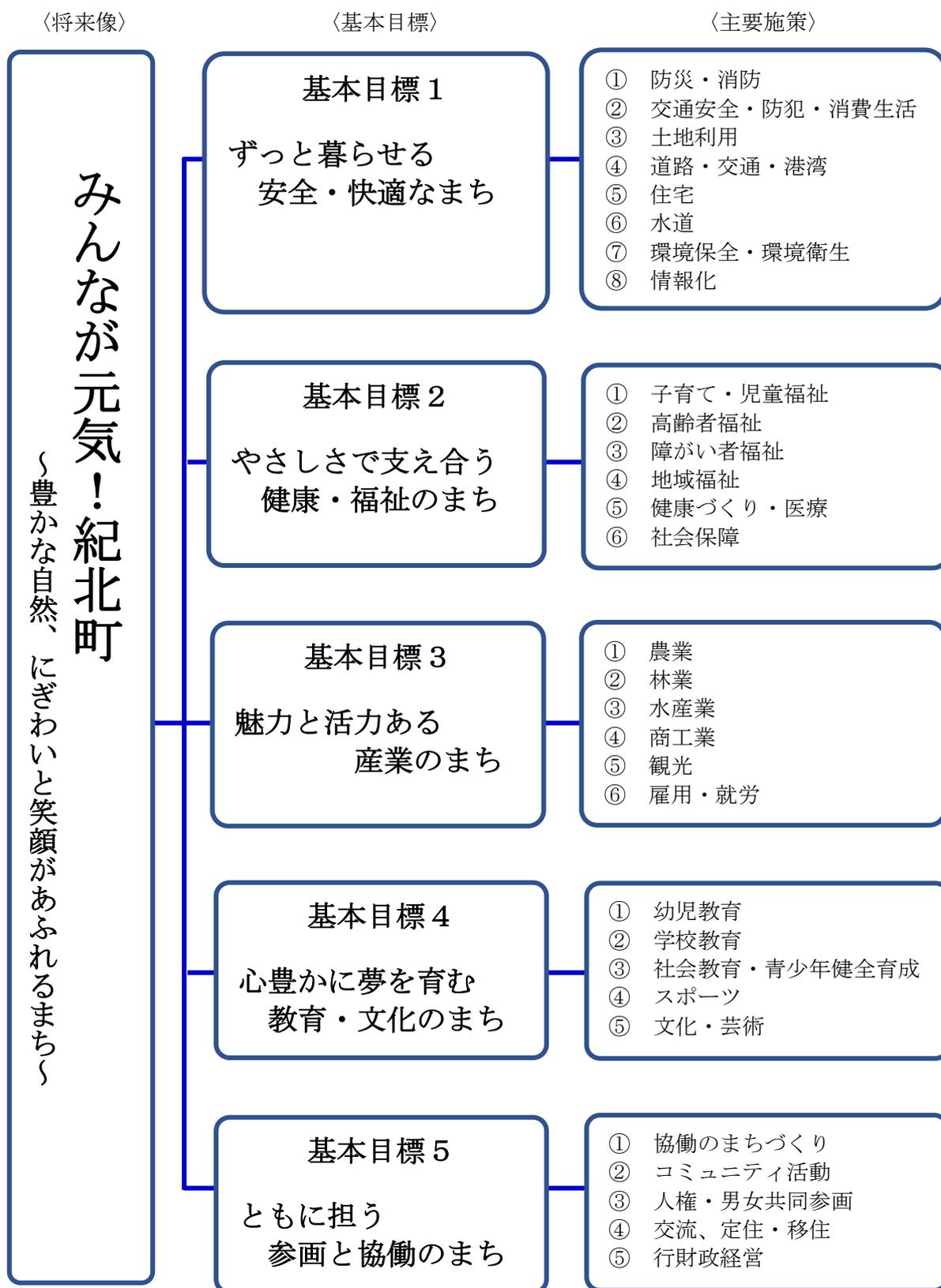
将来像

みんなが元気！紀北町

～豊かな自然、にぎわいと笑顔があふれるまち～

第3節 新町のまちづくり方針

新町建設計画の政策体系



第5章 新町の施策

基本目標1 ずっと暮らせる安全・快適なまち

定住・交流の促進と町の新たな発展に向け、地震・津波・風水害などあらゆる自然災害や犯罪、事故に対して不安のない、自然環境と調和した快適な暮らしを支える基盤が整った「ずっと暮らせる安全・快適なまち」づくりを進めます。

1. 防災・消防

地震や津波、台風、集中豪雨などの災害に備え自主防災組織の強化や防災ネットワークづくりなどの防災体制の整備を図り、災害備蓄の増強や地域防災施設の整備など防災対策の充実を図ります。

河川は、安全で水害に強い護岸の整備を進めます。また、自然環境への関心の高まりから、身近な自然空間として住民が集い、憩い、安らぐことができる空間づくりを進めます。

水源かん養機能の保全と森林整備を進めるとともに、災害に強いまちづくりをめざし、自然環境の保全に配慮して治山・治水、砂防、急傾斜地対策の促進に努めます。

増加する救急出動や高度な救命措置に対応するため救急業務の充実を図るとともに、火災に対する予防業務の推進と先進的な消防機器の導入など消防体制の強化を図ります。

- 地域の実情に即した実践的な地域防災計画を策定し、地域住民と連携した防災対策に努めます。
- 自主防災組織の育成強化の推進を図ることにより、住民自ら防災意識を高揚し、災害時の被害軽減に努めます。
- 津波避難訓練の徹底及び火災予防訓練等の充実を図ります。
- 避難行動要支援者の把握に努め、地域住民・自主防災会などの協力を得て、避難誘導體制や救助体制の整備に努めます。
- 地震時等において大規模な火災の可能性がある密集住宅市街地の防災に努めます。
- 災害時に備え、各地区の避難場所、避難路及び資機材・備蓄品などの整備を行います。
- 地震など災害時に危険な施設や場所の把握に努め、適切な対応を図ります。
- 負傷者等の迅速な救出、救助活動のための体制強化を行い、必要となる救助資機材の整備に努めます。
- 地域住民及び各種団体において、人工呼吸法、応急処置等の講習を実施して、バイスタンダー（現地で応急措置が出来る人）の養成に努めます。

- 救命率を上げるため、高度な緊急医療資機材が使用可能な救急救命士の増員を図ります。
- 一般家庭においては、ガス器具等からの出火原因が多いことから、自治会、婦人会を対象に火災予防の指導を充実します。
- 保育所、幼稚園、小学校と連携し、幼年期から火災予防について意識の高揚に努めます。また高齢化社会が進むにつれて独居老人家庭が増えている現状を踏まえ、関係機関と協力して火災予防の指導を図ります。
- 緊急時の人命に関する救助活動に対応できる近代装備を備えた消防資機材の整備を図ります。
- 消防・救助活動を迅速かつ的確に遂行するため、消防署員の訓練強化と施設の整備を図ります。
- 各地区に防火水槽、消火栓等の消防水利の整備を図ります。
- 消防団員の教育、訓練により資質の向上を行い、また資機材等の整備に努め近代的な消防団活動の充実を図ります。
- 高齢化社会に対応し、独居老人家庭等への訪問防火診断や予防活動等を充実させるため、女性消防団の育成強化を図ります。
- 消防庁舎の適切な運営管理に努めます。
- 消防団員の確保と組織の強化に努めます。
- 津波浸水被害を防止・軽減するため、防潮堤・樋門・防潮扉の改修整備に努めます。
- 排水施設の整備拡充及び河川の河口閉塞防止等、低地地区の浸水対策に努めます。
- 災害防止のための護岸改修や河床整備、河川拡幅などの整備に努めるとともに、水害の防止だけでなく、自然にやさしい工法を採用することにより生物の生育環境や清流の保全に努めます。
- 治山・治水対策については、山地の荒廃を防止し、自然にやさしい工法を取り入れて豊かな自然環境を守るための整備の促進に努めます。また、水源かんよう機能の保全と森林の適切な管理に努めます。さらに治水対策として、えん堤等の整備を促進することにより、土砂の流出防止に努めます。
- 砂防対策については、土石流が発生する恐れのある危険な溪流のえん堤築造と流路工の整備の促進に努めます。
- 防災上整備が必要な急傾斜地崩壊危険箇所や地すべり危険箇所についての施設整備の促進に努めます。
- 土砂災害の恐れがある区域について、土砂災害警戒区域の指定をし、警戒避難体制等の整備を促進します。
- 南海トラフ地震、台風等に伴う大規模自然災害に備え、国土強靱化基本法における基本方針を踏まえ、国土強靱化地域計画を策定する。

【主要事業】

- ・ 自主防災組織の育成
- ・ 防災意識啓発事業
- ・ 避難路・避難場所整備事業
- ・ 防災資機材及び備蓄品整備事業
- ・ 防災行政無線の整備
- ・ 消防職員の育成強化
- ・ 消防施設の整備
- ・ 樋門・排水機場等改修事業
- ・ 河川改修事業
- ・ 河川堆積土砂撤去事業
- ・ 河口閉塞対策事業
- ・ 治山・治水事業
- ・ 砂防事業
- ・ 急傾斜地整備事業
- ・ 国土強靱化地域計画の策定

2. 交通安全・防犯・消費生活

交通安全対策については、交通事故から尊い命を守るため、交通安全意識の高揚と施設の整備に努めます。

多様化する犯罪に対しては、警察など関連機関との連携により防犯意識の高揚に努め、犯罪のない明るい地域社会をめざします。

また、複雑、多様化する消費者を取り巻くトラブルなどに対応するため、消費者保護対策を推進します。

- 交通安全対策関連団体等と連携し、交通ルールや交通マナーなど広く住民意識の高揚に努めます。
- 園児、児童、生徒の交通安全対策については、教育関係機関等、各種団体と連携を図りながら進めるとともに、生涯教育の上で重要な時期にある幼児にも交通安全教育を実施します。
- 高齢者の交通安全対策については、紀北町いきいきクラブ連合会等との連携を図り交通安全意識の高揚に努めるとともに、実践型の交通安全教育を推進します。
- 三重県交通災害共済制度については、自治会や職場などの協力を得るとともに、今後さらに制度に関する啓発を推進し加入促進を図ります。
- 安全で快適な交通の確保のため、関係機関の協力を得て町内の事故発生が予想される道路・施設などの環境を整備し、交通安全対策を図ります。
- 犯罪防止のため、尾鷲警察署・町防犯協会等と連携し、防犯診断や防犯パトロールを定期的実施し、防犯意識の啓発に努めます。

- 町生活安全推進協議会を中心とした、安全・安心なまちづくりを推進します。
- 道路利用者の誰もが安心して歩行・走行ができるように、道路照明灯、道路反射鏡等の交通安全施設の保全や整備、歩行・走行空間のバリアフリー化を推進します。
- 消費生活センター等と連携した相談体制の充実に努めます。

【主要事業】

- ・交通安全意識の啓発
- ・交通安全施設の整備
- ・防犯意識の啓発

3. 土地利用

自然環境との共生と保全を図りつつ、住みよい生活環境の確保、産業の振興等に配慮した土地利用計画により、町全域の均衡ある発展をめざします。また、国土調査法に基づく地籍調査を計画的に推進します。

秩序あるまちづくりを進めるため、自然との調和を図りつつ防災機能を備えた安全で快適な都市基盤の整備を図ります。

- 国土利用計画法、農業振興地域の整備に関する法律などの関係諸法令に基づき、長期的かつ総合的な土地利用を図ります。
- 農地法や自然公園法等の各種法令の適正な運用により、無秩序な開発の防止に努めます。
- 地図混乱地域から順次地籍調査を実施します。
- 都市計画区域の指定について検討します。
- 秩序あるまちづくりを進めるため、適正な土地利用計画や都市施設の配置案を策定し、整備プログラムを立案します。
- 良好な住環境の保全や土地利用構想に基づき、用途地域などの地域地区の設定を推進します。
- 土地利用や交通などの現状や将来動向を勘案して、街路網計画の策定を検討し街路事業を推進します。
- 防災機能や環境面に配慮した公園や緑地の整備を推進します。
- 土地区画整理事業により良好な宅地と健全な市街地づくりを進めます。

【主要事業】

- ・地籍調査事業の推進
- ・都市計画基本方針（マスタープラン）の策定
- ・地域地区（用途地域、風致地区）設定の基礎調査の実施
- ・宅地開発指導要綱の作成

4. 道路・交通・港湾

町道は、基幹道路や生活道路などを総合的かつ計画的に整備します。整備にあたっては、子どもや高齢者、障がい者など交通弱者の安全性に配慮し、利便性の高い道路づくりをめざします。

住民生活の利便性の向上や産業の振興を図るため、高規格幹線道路や国道、県道、湾岸道路等の早期建設及び改良を関係機関に働きかけるとともに、町内幹線道路との連携に努めます。

公共交通機関は、鉄道については増便などの運行サービスの向上を、バス路線についても地域の実情にあった生活路線が確保されるよう努めます。交通の不便な地域やバス路線空白地域における通学や通院などに対応するため、スクールバスの運行、自主運行バスやデマンド運送等の導入を推進します。

港湾や海岸については、港湾施設の整備、護岸や堤防の補強、海岸周辺の整備、老朽施設の改良や侵食対策の促進に努めます。

- 主要道路を中心に、新設及び拡幅改良・道路側溝等の道路整備を進めます。
- 住民生活の利便性の向上や産業の振興、災害対策の充実を図るため、高規格幹線道路や湾岸道路等の早期建設を働きかけます。
- 国道、県道の改良を関係団体に働きかけ、町内幹線道路との連携に努めます。
- 特急列車、普通列車の増発など JR 紀勢本線の充実のため、三重県鉄道網整備期成同盟会の活動を軸に関係機関に働きかけを行っていくとともに、利用客の増加に向け広報紙等を利用し、鉄道の利用促進を進めます。
- バスについては、バス路線存続のため関係市町、県等と協議しながら引続き支援を続けていくとともに、名古屋や東京を結ぶ高速バスなど長距離バスについても運行確保に努めます。
- バス路線空白地域の解消を図るため、自主運行バスやデマンド運送等の導入を図ります。
- スクールバス、移送サービスの一層の充実を図ります。
- 貨物輸送や漁業の基地的機能向上を図るため、港湾整備と老朽施設の改良の促進に努めます。
- 避難港機能を有する港として、安全を確保するための整備に努めます。
- 護岸など老朽化の著しい海岸施設について、補強等の整備が進められるよう関係機関に働きかけるとともに、周辺整備を進め海岸環境の保全に努めます。

【主要事業】

- ・道路新設事業
- ・道路改良事業
- ・道路舗装事業
- ・道路維持補修事業
- ・橋梁整備事業

- ・トンネル整備事業
- ・高規格幹線道路の整備促進
- ・高規格幹線道路関連施設の整備
- ・国道の整備促進
- ・県道の改良促進
- ・バス運行確保支援事業
- ・自主運行バス等運行事業
- ・港湾改修事業の促進
- ・海岸高潮対策事業の促進
- ・海岸環境整備事業

5. 住宅

若者の定住促進や高齢者が安心して暮らすことができる良質な町営住宅の建設と老朽化した町営住宅の建て替えを推進します。また、個人住宅の耐震診断や住環境の向上なども促進します。さらに、増加傾向にある空き家について、安全の確保、移住促進の視点に立った、空き家対策を推進します。

- 大規模地震に備えるため、個人住宅等について耐震診断と耐震補強を進めます。
- 多様化する生活様式や高齢化社会に対応した居住環境を整備するため、ニーズにあった町営住宅の整備を行います。
- 個人住宅の住環境の向上を目的とした整備の支援に努めます。
- 町内に存在する空き家の現状把握に努め、その有効利用を検討します。
- 危険性のある空き家の所有者等へ適正な管理の指導を行います。

【主要事業】

- ・住宅耐震診断・住宅補強事業
- ・町営住宅整備事業
- ・危険空き家の把握と対策
- ・空き家バンクの活用促進

6. 水道

水道については、安全で良質な水を安定供給するため、水源の確保と保全を図るとともに、施設や設備の整備を推進します。

- 水道水源保護条例等に基づき水道水源の保全・確保に努め、安全で良質な水の供給に努めます。
- 水を安定的に供給するため、老朽管の布設替え、施設の耐震性の強化などを図り、水道施設の整備拡充に努めます。また、災害時の飲料水の確保のため、非常用給水設備の設置を進めます。

【主要事業】

- ・水道施設整備事業
- ・非常用給水設備整備事業

7. 環境保全・環境衛生

地球規模的な環境対策が求められている現在、環境保全に対する啓もう普及に努めるとともに、住民が安全で快適に暮らせるよう廃棄物の処理の適正化に努めます。

ごみについては、分別収集を徹底し、資源ごみのリサイクルを促進するとともに減量化に努めます。

し尿や生活排水の処理は、下水道施設の整備や合併処理浄化槽の設置を推進し、海や河川、地下水の汚染を防止するとともに、快適な生活と良好な環境の保持に努めます。

家畜やペット対策、さらに災害時などの衛生対策を充実します。

豊かな自然は、貴重な財産であり大切な資源です。これらの自然の保護と保全には、行政と住民の協働での取り組みを進めます。森林や水辺など動植物の生息区域は、定期的に調査を実施し、学習や体験の場として活用するとともに、永続的な保全を図ります。

地球環境の保全を図るため、省資源・省エネルギー対策の推進や新エネルギーの利用促進・調査研究を推進します。

- 豊かな自然環境を保全するため、住民の自然保護意識の高揚を図ります。
- 環境と共生した地域の形成を図るため、町・住民・事業者との連携・協働による環境にやさしい暮らしの実現に努めます。
- 住民が健康で安全かつ快適な生活を営むため、環境基本計画に基づき、環境への負荷の軽減に努めます。
- 地球温暖化や生態系の破壊、海洋汚染など地球規模環境問題についても、地域からの取り組みが重要であるため、住民の意識高揚に取り組みます。
- 環境に配慮した社会の構築に向け、民間での環境認証制度の推進に努めます。
- 海・山・川など豊かな自然環境を維持するとともに乱開発等を防止し、再生を図り、生活環境との調和を基本に保全に努めます。
- 自然環境の活用は、地域住民やボランティア団体等との連携を取りつつ、環境負荷を極力小さくするように配慮するよう努めます。
- ごみの減量化や再資源化及び効率的な分別収集と処理に努めます。
- 資源ごみのリサイクルを促進し、循環型のまちづくりに努めます。
- 廃棄物の不法投棄防止対策として、観光客のマナー及び住民意識の向上を図るために、関係機関への協力要請や連絡調整などの強化を図ります。
- ごみ固形燃料化施設の適正な運営管理に努めます。
- 生活排水の流入などによる水質汚濁が進む河川等の環境を保全するため、啓発

活動や住民と一体となった美化運動を推進します。

- 公共水域の水質保全や快適で清潔な生活環境づくりのため、合併処理浄化槽の整備を促進します。
- 公共水域の水質保全や快適で清潔な生活環境づくりのため、公共下水道等の計画的な整備を進めます。
- 台風や大雨による浸水被害時の伝染病対策を講じるとともに、近い将来発生すると言われている大地震による津波の浸水被害が発生した場合に備え、地域防災計画に基づき消毒薬の備蓄に努めます。
- 近年の新種ウイルスへの対策など、公衆衛生の向上を図り、きめ細かい衛生対策に努めます。
- 墓地の適正な運営管理に努めます。
- ペット等の適正な飼い方について、広報などを通して啓発に努めます。
- 太陽光などの自然の力を利用したり、今まで使われずに捨てていた木材等を利用したバイオマスエネルギーなど、新エネルギーの調査、研究を行います。
- 省資源・省エネルギー対策への取り組みを行政自ら率先して行い、住民の意識を高め省資源・省エネルギーの生活スタイルの普及に努めます。

【主要事業】

- ・環境教育の推進
- ・広報活動、啓発看板の設置
- ・環境美化活動の推進
- ・河川環境整備事業
- ・地球温暖化対策の啓発事業
- ・役場、公共機関、民間事業所等での環境認証制度の推進
- ・家庭版 I S O 「エコホーム」の推進
- ・水質及び大気調査事業
- ・資源ごみリサイクルの促進
- ・廃食用油リサイクルの推進
- ・資源ごみ分別収集の啓発と推進
- ・一般廃棄物処理施設整備・管理事業
- ・最終処分場整備・管理事業
- ・環境パトロール（不法投棄防止・監視）の推進
- ・ごみ固形化燃料の活用推進
- ・し尿処理施設の整備改修・管理事業
- ・合併処理浄化槽の整備事業
- ・下水道整備事業
- ・消毒用薬剤の配布
- ・墓地の整備・管理事業
- ・公衆便所整備・管理事業

- ・新エネルギーの調査、研究

8. 情報化

住民に対する積極的な情報提供や町外に対する情報発信を充実するため、情報通信システムの整備充実を図ります。ケーブルテレビ網やインターネットを活用した行政情報の提供や行政サービス支援などを行う公共アプリケーションシステムの構築を進めるとともに、情報社会に対応できる人材の育成を図ります。

- 情報通信システムの一層の整備充実を図るとともに、ケーブルテレビ網を利用した行政情報提供システムや行政サービス提供システムの構築を進めます。
- 庁舎内・行政施設間のネットワーク化の整備充実を図るとともに総合行政ネットワークなどの有効活用について調査研究を進めます。
- 住民へのマイナンバーカードの普及やコンビニ交付の活用を促進します。
- 各行政分野に分散したデータを一つの地図に統合する地理情報システム（GIS）の構築と活用を進め、住民サービスの向上と事務処理の効率化を図ります。
- 情報教育を推進し高度情報化に対応する人材育成を図ります。
- IT関連団体などとの連携を強化し、インターネットなどの新たな利用を検討します。
- 第5世代移動通信システム（5G）の普及に伴い、テレワークやweb会議システムなどの活用について調査、研究し、情報共有の迅速化、業務の効率化などを図ります。

【主要事業】

- ・地域公共ネットワーク整備事業
- ・統合型GIS整備事業
- ・IP電話等の利用促進
- ・地域情報化計画の策定
- ・地域情報化施策の展開

用語解説

- ・地域公共ネットワーク整備事業

役場や学校、公民館等を高速伝送可能な光ケーブル等をつなぎネットワーク化することにより、行政情報を提供するシステムを構築して、住民サービスの向上を図る事業。

- ・IP電話

インターネット網を介した電話サービスのことで、自治体が導入した場合、通常の電話サービスと比べて大きくコストが削減できると期待されています。

基本目標2 やさしさを支え合う健康・福祉のまち

少子高齢化が急速に進展する中、すべての住民が世代を超えて支え合いながら、住み慣れた地域で、生涯にわたって健康で生きがいを持って暮らすことのできる「やさしさを支え合う健康・福祉のまち」づくりを進めます。

1. 子育て・児童福祉

児童福祉については、安心して子どもを生み育てられるよう、子育て支援センターを活用した相談・指導の充実や保育所の保育内容の充実を支援するほか、放課後児童対策など地域における多様な子育て支援の環境づくりを推進します。

また、子どもを持つ親が働きやすい環境づくり、増加傾向にある一人親家庭等については、社会的、経済的自立の促進と子育て等に関する相談体制や生活指導の充実、関係機関と連携した児童虐待防止への対応など総合的な子育て施策の展開を図ります。さらに、若い世代の結婚・妊娠・出産への支援に努めます。

- 子育ての不安や悩みの解消のため、子育て支援サービスの充実、及び保護者負担保育料の軽減措置の継続に努めます。
- 町立保育所の今後の運営の検討及び施設整備の充実や私立保育所に対する施設の運営費助成措置の継続に努めます。
- 放課後に保護者が自宅にいない子どもが安全・安心に過ごせる居場所を提供し、その健全な育成を図るため、利用者のニーズにあわせた放課後児童クラブの充実を図ります。また、障がいのある子どもの受け入れ体制の充実とともに、障がいのある子どもの利用料の減免を図ります。さらに、いきいき子ども学園（放課後子ども教室）との連携強化を図ります。
- 乳幼児の疾病又は負傷にともなう医療に要する費用の一部を助成することにより、乳幼児の保健の向上と福祉の増進に努めます。
- 児童虐待や不登校、非行の低年齢化に対応するため、相談や一時保護措置などについて紀州児童相談所や民生委員・児童委員等と連携し、適切な対応を図ります。また、重症心身障がい者（児）に関する療養介護等について助言、指導を行える体制づくりに努めます。
- 近年、我が国において急速に少子化が進行しており、次代の社会を担う児童が健やかに生まれ育つ環境の整備が重要であることから、地域における子育て支援、親子の健康確保に努めます。
- 民生委員・児童委員、母子福祉協力員など専門機関の協力を得て、一人親家庭等の的確な把握に努め、住宅の問題、児童の教育、就職などの諸問題に対し適切な相談、指導を実施し、経済的自立の向上に努めます。また、関係機関との連絡を密にし、福祉資金の活用を促すなど自立に必要な事後指導の強化も併せて行います。
- 一人親家庭の母または父とその児童及び父母のいない18歳到達年度末までの児童が病院などにかかったとき、支払った医療費の一部を助成する一人親家庭

等医療費助成制度の継続に努めます。

- モータリゼーションの発達により、外での児童の遊び場は危険性が高く安全に遊べるための空間が必要であることから、町内にある児童公園等の整備と遊具の点検及び設置に努めます。

【主要事業】

- ・子育て支援サービスの充実
- ・子育て支援センター機能の充実
- ・保育所運営の指導事業
- ・放課後児童対策の充実
- ・児童福祉施設整備事業
- ・福祉医療費助成事業（乳幼児）
- ・地域、福祉関連事業所と連携した子育て環境の整備
- ・次世代育成支援地域行動計画の策定及び実施
- ・子ども・子育て支援事業計画の策定及び実施
- ・子ども家庭総合支援拠点の整備
- ・結婚新生活支援事業
- ・生活指導、相談等の充実
- ・一人親家庭等福祉制度の啓発
- ・福祉医療費助成事業（一人親家庭）

2. 高齢者福祉

高齢者が健康で安心して生活できるよう、施設の整備・充実や心と体の健康づくりの促進を図ります。また、老人世帯や一人暮らし、寝たきりあるいは認知症の高齢者などに対応するため、関係機関との連携をもとに地域で支えあうネットワークづくりの確立を図ります。

地域で支え合いながら、高齢者が安心して暮らせるまちづくりに向け、認知症予防、介護予防、在宅福祉等の各種福祉サービスの充実を図ります。また、いきいきクラブ等と連携し、高齢者の趣味や経験を生かした生きがいくくりや就業機会の拡大、地域でのコミュニケーションの充実など、高齢者の社会参加を促進する環境づくりを図ります。

- 在宅の高齢者を対象に、地域包括支援センター等が中心となって、介護予防事業、生活支援事業等の充実を図ります。
- 介護保険制度の円滑な運営のため、地域包括支援センター等各種センターやサービス提供事業所のサービス向上の指導に努めます。
- 高齢者在宅生活支援事業や家族介護支援事業など、各種在宅支援サービスの総合的な推進に努めます。
- 養護老人ホーム、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の運営のあり方に

関する検討を行い、施設サービスの向上と施設の整備を図ります。

- 保健・医療・福祉の総合的な推進を図るために地域ケア会議の活動強化を図ります。
- 高齢者の社会参加を促すとともに、世代間交流のできる活動拠点の整備を検討します。
- 高齢者の就労意欲と生きがいをづくり推進事業として、シルバー人材センターの活性化を図ります。
- 「地域防災計画」に基づく高齢者世帯に対する災害時の支援対策に努めます。

【主要事業】

- ・介護保険事業
- ・地域包括支援センター事業
- ・介護予防に関する事業
- ・生活支援体制整備事業
- ・認知症総合支援事業
- ・高齢者施設サービス事業
- ・高齢者福祉施設整備事業
- ・緊急通報装置設置事業
- ・配食サービス事業
- ・高齢者保健福祉計画の策定及び実施

3. 障がい者福祉

障がい者に対しては、ホームヘルプサービスや在宅支援事業など支援策や施設の整備に努めます。また、障がい者の社会参加の促進を図るとともに、地域全体にノーマライゼーションの理念を広め、すべての人にやさしいバリアフリー社会をめざします。

誰もが生き生きと暮らす地域社会の実現を目指して、住民の障がい者への理解を促すとともに、障がい者が積極的に社会参加できる環境の整備を図ります。また、地域社会の一員として自立した生活ができるよう、関係機関と連携して、日常的な相談や就労、日中活動の場の確保など、地域生活を支援する体制の整備を図ります。

- 自立支援給付制度の円滑な運用及びホームヘルプサービス等の内容の充実を図ります。
- 障がい者（児）の在宅生活を支援するための事業を推進します。
- 障がい者（児）の社会参加を促進するため、生活交流会等による障がい者（児）の生活範囲を拡大するとともに、身近な地域の中で共に生きることができる社会づくりに努めます。
- 「紀北地域障がい者福祉計画」に基づき施設ケアサービスを推進するため、施

設整備の促進に努めます。

【主要事業】

- ・介護・訓練等給付事業（障がい者福祉サービス）
- ・地域生活支援事業（日常生活用具・移動支援等）
- ・自立支援医療費（更生・育成・精神通院等）給付事業
- ・補装具費給付事業
- ・社会参加促進事業
- ・障がい者（児）総合相談支援センター設置事業
- ・障がい者（児）福祉施設整備事業
- ・福祉医療費助成事業（障がい者（児））
- ・障がい者（児）福祉計画の策定及び実施

用語解説

・ノーマライゼーション【normalization】

高齢者や障がいのある人など社会的不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方をいう。

・バリアフリー【barrier-free】

道路や建物の段差などの物理的障壁（バリア）や、社会的、制度的、心理的な障壁（バリア）といった日常生活を営むうえで妨げとなるあらゆる障害を除去すること。

・自立支援給付制度

障がいのある人が事業者との対等な関係に基づき、自ら福祉サービス提供者を自由に選択し、契約によってサービスを利用する制度です。

4. 地域福祉

すべての人が慣れ親しんだ環境の中で、いきいきと安心して暮らせる地域づくりに向け、住民参加による地域ぐるみの福祉活動を推進します。

また、社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員、ボランティア団体などの関係団体と連携・協力し、見守り活動や助け合い活動など身近な地域での福祉活動の活性化や啓発・広報活動に努め、人材育成の確保を促進します。

○地域福祉の推進に大きな役割を担う民生委員・児童委員をはじめとして、保健・福祉・医療などの各分野の専門家やボランティア団体などが協働して地域福祉に取り組むネットワークづくりに努めます。

○地域住民の福祉に対する意識改革やボランティア活動への参加の呼びかけ、また、各種研修会の開催などで住民全体の資質の向上に努めます。

○地域の身近なところで各種の相談を受けることができ、相談結果に適応したサービスが受けられるよう支援します。

- 地域福祉の核となる社会福祉協議会の活動を支援し、地域ぐるみの福祉活動の推進に努めます。
- 県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例等に基づき、既存の施設も含め誰もが利用しやすい施設整備や道路整備を進めます。

【主要事業】

- ・地域福祉計画の策定
- ・地域支援ネットワーク推進事業
- ・福祉サービスにおける人材の確保
- ・人にやさしいまちづくり推進事業
- ・地域福祉施設の整備事業
- ・誰もが利用しやすい施設や道路の整備

5. 健康づくり・医療

生活習慣病の予防と重症化を防止し、健康寿命を延ばすため、食生活や健康づくり活動など生活習慣の改善に対する意識の向上を図るとともに、健診や健康教育を実施し、地域に密着した健康づくり対策を推進します。

妊娠期から幼年期、少年期にかけて一貫した健診・健康相談・健康教育などの充実を図り、次世代を担う子どもが心身ともに健やかに生まれ育つ環境を整えます。

感染症については、啓発活動を推進するとともに、予防接種等の接種勧奨など感染予防対策に努めます。

地域医療対策は、多様化する医療ニーズに対応するため、医療機関との連携を強化し、地域医療体制や救急医療体制の充実、休日や夜間の診療情報の提供に努めます。

- 成人保健対策の推進のため、健康診査や各種がん検診を実施し、疾病の早期発見をするとともに、健康状態に応じた生活習慣病改善指導に努めます。また、要注意者に対しては重症化防止のための事後指導に努めます。
- 健康管理システムの導入により受診状況を整理し、健康診査、がん検診などの受診率の向上をめざします。
- 健診データの分析結果に基づき、生活習慣病予防の啓もうに努めます。
- 地域に根ざした健康づくり活動の推進のため、地域組織活動を強化し、支援していきます。
- 健康寿命の延伸をめざし、寝たきりや認知症の予防に努めます。
- 子育てへの不安解消のため、正しい育児知識の普及に努めます。
- 子育て相談の場を提供し、育児支援に努めます。
- 母子保健対策の推進のため、健診により疾病及び異常の早期発見に努めるとともに、健診後のフォロー体制の強化に努めます。

- 母子の孤立化を防止するため、仲間づくりを支援していきます。
- 訪問指導等により、個別の育児支援に努めます。
- 学校保健との連携を図り、学童期、思春期の子どもの心と身体の健康増進に努めます。
- 感染症については、予期せぬ流行も考えられることから、感染症流行等について正確な情報を把握し、迅速な情報提供を行うことで、予防知識等の普及啓発に努めます。
- 結核検診受診率の向上に努めます。
- 予防接種の接種状況を管理し、未接種者への勧奨により、接種率の向上に努めます。
- 休日診療の周知を図るとともに、医師会や医療関係者の協力のもと、休日診療体制の充実に努めます。
- 健診や訪問等の機会を通じ、「救急医療情報システム」の啓発に努めます。
- 医院（診療所）等の整備については、地域医療の状況を把握し、実情に応じた支援に努めます。
- 高齢者が自由に自己表現でき、生き生きと暮らせるよう文化、学習、スポーツ、レクリエーション等、生涯学習の充実に努めます。

【主要事業】

- ・生活習慣病予防健診、各種がん検診の充実
- ・健康教育事業
- ・健康相談事業
- ・健康づくり地区組織の育成
- ・健康づくり活動の促進
- ・高齢者健康対策の強化
- ・健康診査の充実
- ・子育て支援体制の強化
- ・子育て世代地域包括支援センター機能の充実
- ・学校保健との連携の強化
- ・感染症の情報提供の推進
- ・各種予防接種等の実施及び接種勧奨

6. 社会保障

国民健康保険については、収入の確保を図るとともに、医療費の抑制のための取り組みを推進し、健全で安定した事業運営に努めます。

国民年金については、国の年金制度改革を睨みつつ住民への年金制度の周知と理解を深め、未加入者への加入促進や未納者対策とあわせて年金相談の充実を図ります。

介護保険については、適切な利用促進を図るとともに保険料の収入確保に努め

ます。また、広域的な連携のもと、要介護・要支援の認定者等に対する各種介護保険サービスの充実に努めるとともに、持続的な介護保険事業の運営を図ります。

低所得者の自立と生活の安定を図るため、関係機関との連携により生活相談や就労指導等、支援体制の充実に努めます。

- 保険料の収入を確保するため、口座振替の推進を図るとともに、コンビニ納付による利便性の向上や納付相談を実施し収納率の向上に努めます。
- 生活習慣病の早期発見・対策のために、特定健康診査・特定保健指導等については、保険事業として対象者の受診率の向上施策を講じます。
- 少子高齢化が進む中、増加する医療費を抑制するため、医療・保健・介護が一丸となって医療費の減少に努めます。
- 医療費負担が増加を続けている状況から、健康づくり運動、健康教育、健康相談、健康診査などに積極的に取り組み、さらに疾病の発生の防止、早期発見早期治療による重症化の防止など被保険者の健康の保持増進に努め医療費の減少を図ります。
- 医療費の適正化を図るため、医療費の分析や医療費の通知、診療内容の点検（レセプト点検）を行い、重複受診者や多受診者に対しては訪問指導を実施します。
- 被保険者の国民健康保険制度に対する十分な理解を得るため、相互扶助の制度であることや保険料の納付が国民健康保険運営の根幹であることなどについて理解を得るよう積極的な広報活動を行います。
- 国や県の情報を適確に把握し分析するとともに、国に対しては医療保険制度の早期抜本改革を要請します。
- 保険料の納付については、口座振替の促進を積極的に推進するとともに、未納者をなくすよう努めます。
- 低所得者、失業者等、年金の保険料が納付困難な対象者には、申請免除制度の啓発を推進します。
- 国民年金制度の必要性を周知し、理解を得る啓発活動に努めるとともに、社会保険事務局との連携による年金相談の充実に努めます。
- 要介護高齢者等が住み慣れた家庭や地域で、少しでも長く自立した生活が送れるように、介護サービスや相談体制の充実と、介護保険料の収入の確保に努めます。
- 生活困窮世帯等の自立更生及び生活安定のために、民生委員・児童委員や関係機関と連携して生活相談や就労・学習支援などを行い、生活基盤の安定支援に努めます。
- 生活水準を維持するための援護対策に終始することなく、地域住民や公的機関による精神的な援護活動を展開するとともに、それぞれの世帯が自立更生できるよう支援体制の確立に努めます。

【主要事業】

- ・ 収納対策事業
- ・ 健康づくり事業
- ・ 医療費適正化事業
- ・ 国民健康保険の広報活動事業
- ・ 申請免除制度の啓発
- ・ 未加入者の加入促進
- ・ 国民年金制度の広報及び啓発活動の推進
- ・ 年金相談の充実
- ・ 要介護高齢者等の介護相談窓口の充実
- ・ 介護保険料の徴収体制の確立
- ・ 生活相談指導事業
- ・ 生活困窮者自立支援事業

基本目標3 魅力と活力ある産業のまち

伝統的基幹産業である農業、林業、水産業の振興とともに、こうした地場産業と連携した商工業の振興、世界遺産熊野古道をはじめとする町の自然や歴史とふれあえる観光・交流機能の拡充など地域産業の活性化に向けた「魅力と活力ある産業のまち」づくりを進めます。

1. 農業

生産基盤の整備や効率的かつ安定的な農業経営を営む者等への農地の集積を進めるとともに、地産地消の推進や特産品の開発を図り、消費者のニーズに合わせた安全で安心な農作物の安定供給をめざします。また、農地の多面的機能の確保を図り、地域の自然や環境、伝統、文化を守り農業の持続的な発展と、その基盤となる農村の振興を図ります。

- 農業振興地域整備計画などに基づき、農地の効果的な利用集積や農用地の保全と基盤の整備に努めるとともに、耕作放棄地の農用地利用を促進します。
- 生産者と消費者の交流を実施し、地域で生産された安全で安心な農作物を提供します。
- 優良な農業経営体と経営感覚に優れた意欲ある担い手が、農業生産の主力となれるよう支援をし、農業後継者の育成に努めます。
- 地域の実情に応じた土地利用を図るため、農地を効率的に管理活用できる農地基本台帳を整備し、地域農場的土地利用と農業経営体への農用地集積に努めます。
- ため池の適切な維持管理に努めるとともに、老朽化した堤体の適切な改修等を行うことにより、堤体の安全確保・用水の安定供給を図るとともに生産性の向

上と維持管理の節減を推進し、併せて堤体の決壊による農地、人家等の災害の防止を図ります。

- 風土にあった品種の作付けと主要産物の生産拡大を行うための環境を整備し、農業協同組合と連携して有機野菜などの付加価値・品質の向上に努めます。
- 農産物の特産品の開発及び6次産業化の確立を支援します。
- 防護柵の設置や駆除等への助成など、地域と連携した有害鳥獣対策の推進を図ります。
- 制度資金を活用して、施設の更新や近代化を進めるとともに、堆肥など資源としての有効利用を推進します。
- 高齢者が意欲と能力を発揮して生涯現役で、営農や地域活動の活性化などの分野で活躍できる農村づくりの支援と生活環境を整備します。
- 都市と農村の交流を進め地域の活性化を図るため、心の安らぎや農村のよさを伝える交流施設の整備と、自然の中で命を育む農業を保全します。
- 農村の生活環境整備を進めます。

【主要事業】

- ・農地銀行の活用を促進
- ・中山間地域総合整備事業の推進
- ・農道事業の推進
- ・低農薬での栽培による安全で安心な農作物の推進
- ・営農組合と認定農業者の育成
- ・農業経営体の法人化を促進
- ・農地利用情報システムの整備
- ・農地と農業用施設などの基盤整備
- ・農産物加工処理施設の整備
- ・有害鳥獣被害対策の推進
- ・近代化資金等資金制度の活用促進
- ・高齢者活動グループの支援
- ・中山間地域活性化推進事業の推進
- ・海岸環境整備事業の推進
- ・グリーンツーリズムの推進
- ・町内の緑化や景観作物の作付けを推進
- ・農地中間管理事業の推進
- ・土地改良施設維持管理適正化事業の推進

2. 林業

林業の持続的かつ健全な発展をめざし、森林の持つ多面的機能が十分発揮できる森林の整備・保全や林道などの基盤整備を行うとともに、施業の機械化、効率化による生産性の向上を図ります。また、森林環境贈与税を活用した林業の成長

産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、新たな森林管理システムを推進します。

さらには、森林組合・木材協同組合の機能充実や後継者の育成を支援するとともに、連携して木材の販路拡大に努め、林業の振興を図ります。

- 林産物の搬出・施業の効率化や大型林業機械の有効利用のため、林道の新設や改良などの整備を総合的に推進します。
- 森林組合を中心とし、町及び森林所有者が一体となって長期的な施業計画のもとに間伐・保育等を積極的に推進します。
- 伐採跡地については、広葉樹の植林等も行い、野生動物との共存や保水能力を高め災害防止など林地荒廃の防止等を促進します。
- 森林が持つ保健・保養的な役目を有効に活用するなど時代のニーズに合ったふれあいのある憩いの場としての森林の整備を推進します。
- 森林組合を中心に、育林技術の改良や小規模所有者等の一括管理を進め、総合的な施業体制や近代的・合理的な林業経営の確立を推進します。
- 森林組合等と連携し、作業の近代化・省力化などを進め、就業条件の改善を図るとともに、安定的な雇用体制と福利厚生を改善を図る等、魅力ある職場づくりを支援します。
- 若年労働者や新規就労者を育成するため、研修施設などの場の提供や各種研修への参加を推進します。また、森林の施業や作業路網整備、木材の販売等総合的に提案し、森林管理ができる人材の育成に努めます。
- 製材技術や人工乾燥技術などの向上を積極的に促進します。
- 地元材住宅の普及に努め、木材協同組合などと連携し、柱材だけでなく多様な利用方法による需要拡大、販路拡大を促進します。
- 地域資源を最大限に活用し、林業振興を図るため、木質バイオマスの利用促進に努めます。
- 尾鷲ヒノキ材の活用推進を図るため、森林認証制度（FSC）の活用や認証取得への支援、内装材の利用促進や情報発信を行い、民間住宅等への地元材利用拡大に努めます。

【主要事業】

- ・林道の開設、改良の推進
- ・計画的な間伐・保育の促進
- ・鳥獣被害対策の推進
- ・生態系豊かな森林づくりの推進
- ・森林の保健休養的機能の活用促進
- ・総合的な施業体制の確立の推進
- ・林業経営の近代化の推進
- ・新規就労者の確保の促進

- ・木材製品の付加価値の向上の推進
- ・地元材（尾鷲ヒノキ）の普及の促進
- ・丸棒加工などによる間伐材の利用の促進
- ・町有林の整備
- ・木質バイオマスの利用の促進
- ・森林経営管理推進事業
- ・みえ森と緑の県民税市町交付金事業
- ・森林基幹道野又越線開設事業

3. 水産業

漁業協同組合や水産加工組合などの組織強化を支援するとともに、連携して水産資源の維持増大を図り、漁業経営体及び後継者育成に努めます。また、漁港の整備や漁業集落環境の整備を促進するとともに、水産物の高付加価値化や流通加工体制の確立に努め、水産業の振興を図ります。

- 種苗放流の効果を高めるために、中間育成事業への取り組みを検討します。
- 漁港機能の充実を図るための整備に努めます。また、安心して安全な水産物を供給するための施設整備を行います。
- 漁業協同組合の経営基盤の強化に向けた支援を行います。
- 基幹産業である水産業の活性化をめざし意欲的な漁業者等を支援します。
- 漁業後継者の育成、確保に向けた取り組みを行い人材の育成に努めます。また、外国人漁業研修生受入事業についても、引き続き取り組んでいきます。
- 漁船設備の近代化、経営の合理化安定化を図り、人工魚礁、浮魚礁などの造成、放流事業により資源管理型漁業を推進し、漁業者の生活の安定を図ります。
- 共同利用施設における省力機器整備や衛生面に配慮した共同加工場等の整備を図ります。
- 養殖漁場の環境改善や関係機関との連携に努め魚価の安定、漁業所得の向上に向けた取り組みを行います。また、新魚種養殖の取り組みを支援します。
- 水産物の消費を推進するとともに水産加工業等関係機関が一体となり販路の拡大、ブランド化などによる鮮魚、加工品の高付加価値化を進めます。
- 衛生的で新鮮な水産物を届ける産地市場を目指す取り組みを推進します。
- 漁業集落の環境整備を進めます。

【主要事業】

- ・漁港及び漁業関連施設等の整備
- ・漁業協同組合の安定支援
- ・漁業の担い手育成事業及び外国人漁業研修生受入事業
- ・漁業経営の安定に向けての支援
- ・水産資源の維持増大への支援

- ・流通、加工体制の充実
- ・漁業集落環境整備事業の促進

4. 商工業

商業については、商工会等と連携し、経営の合理化・近代化を促進するとともに、消費者ニーズに対応した商品づくりや地域の特性を活かした商品の開発及び人材育成を支援します。また、特産品のブランド化、販路拡大、PR活動などを促進し地場産業の振興を図ります。

工業については、商工会等の関係機関と連携し、人材育成や技術指導、企業の経営基盤の確立、販路拡大及び付加価値の高い新製品の開発を支援します。

- 特産品のブランド化を促進し、地場産業の振興を図ります。
- 経営体質の改善を図るため、経営の近代化を促進します。
- 商工会の活動に対する支援を行います。
- 商店街の集積化を図るため施設の整備を検討します。
- 旧商店街の活性化を図るため、空き店舗を活用するやる気と創意あふれる経営者を誘致し、商店街の新陳代謝を促進します。
- 地産地消を進め、販路拡大につなげます。
- 生産就労環境や情報ネットワークの整備を促進します。
- 商工会と連携し、経営の合理化・近代化を促進するとともに、消費者ニーズに対応した商品づくりや地域の特性を活かした商品の開発及び事業主や従業員の研修などの人材育成を支援します。また、金融対策など経営改善に対応する指導強化、事業計画の策定支援を行います。
- 商工会との連携のもと、町内消費拡大に向けたポイントカード等の普及促進を図ります。
- 若者が地元で働ける雇用の場を確保するため、企業誘致及び地場産業とリンクさせた産業の掘り起こし育成を図ります。
- 労働力の不足及び不安定さに悩んでいる水産加工業者に対し、商工会が実施している「外国人研修生・実習生共同受入事業」について引き続き支援を行います。
- 既存産業の振興を図ります。

【主要事業】

- ・特産品ブランド化の推進
- ・商工会への支援
- ・地域産物加工販売システム化事業への支援
- ・外国人研修生受入事業への支援

5. 観光

豊かな自然と熊野古道をはじめとする歴史・文化的資源を活用し、多様化する観光事業を発展させ魅力ある集客交流圏を創造するため、情報発信やPR活動の強化と地域資源を活用した地域体験型交流の推進を図ります。

世界遺産に登録され多くの集客が見込める熊野古道については、広く関係団体や関連産業などによる組織化を推進し、熊野古道の拠点づくりをめざします。

レクリエーション都市の整備については、的確なニーズの把握に努め、社会情勢の変化に対応する計画の見直しを行いながら、積極的に事業の推進を図ります。

「健康とスポーツ」をテーマとした「心と体のやすらぎ」を提供するホリステイック・リゾート整備構想により、多様化・高度化する人びとのニーズに対応した施設の整備充実を進めます。

- 地域の大きな資源であり、世界遺産登録により大きな集客が見込める熊野古道を活用するために、施設や駐車場の整備を図るとともに、拠点づくりを進めるため核となる施設の整備を図ります。また、関係団体や関連産業などによる組織化を図り、古道客を始めとする観光客の受け入れ体制の整備など連携の強化による活発化を促進します。
- 海、山、川などの豊かな自然資源や熊野古道をはじめとした歴史・文化遺産や農林漁業など地域の産業に触れ、感じることでできる体験型観光を推進します。また、そのための体験プログラムの開発、整備やインストラクターなどの人材育成を地域で一元化して推進するとともに、休校舎等を利用した体験宿泊施設の整備を進めます。
- 地域をイメージづける特産品・土産品や地域食材を活用したオリジナル料理などの開発を支援するとともに、販売ラベル等の統一化・特徴化を図ります。
- 観光産業に関わる様々な業種や地域活性化に関わる人びとを総合的に支援するとともに、新町及び周辺市町が広域的に取り組めるネットワークシステムを構築することにより、トータル的な地域観光の活性化を推進します。
- 各地域で開催される祭りや伝統芸能、イベント等に対し積極的に支援を行うとともに、イベントの広域連携についても推進し、集客力の向上を図ります。
- レクリエーション都市は、「人間と自然との調和」「地域社会との協調」「秩序ある開発」を基本理念とし、自然に接し、遊び、楽しめる空間づくりを進めており、常に社会情勢の変化に対応するとともに、住民との協働のもと管理・運営を行い、利用者のニーズにあった公園整備と活用を推進します。
- 地域の特性を最大限に活用し、地域に密着した通年型の魅力ある施設の展開を図るとともに、人びとの保養と健康増進に対するニーズに応え、当地域の活性化と均衡ある発展を図るため、整備を推進します。
- 健康づくりの拠点である温泉・温浴施設については、さらなる施設の整備充実を図るとともに、地域資源との連携を考慮した、新たな温泉施設や温浴施設の整備を進めます。

- 地域の貴重な財産・資源である里山を守る取り組みを進め、豊かな自然環境を活かしたふれあいの場を整備することにより、都市と農村の交流を図ります。
- ダイビングリゾートについては、ポイントの拡大、PR及び情報発信を強化し、入込み客の増大を図ります。また、ヨット等の外来船や遊漁船が使用できる専用の係留施設を備えた「海の駅」を整備し、海洋レジャー客の集客を図ります。
- 外国人観光客に対応するため、インバウンド対策に取り組みます。
- 町内の観光拠点等への観光客の2次交通の確保を図ります。
- 地域と協同して観光地域づくりを行う観光DMO設立に向けた検討を行います。

【主要事業】

- ・集客交流拠点整備事業
- ・熊野古道関連施設整備事業
- ・体験プログラム開発事業
- ・体験宿泊施設整備事業
- ・観光ネットワークシステム構築事業
- ・各種イベント支援事業
- ・熊野灘臨海公園施設整備事業
- ・温泉・温浴施設整備事業
- ・里山環境保全整備事業
- ・ダイビングリゾート整備事業
- ・「海の駅」施設整備事業

用語解説

・ホリスティック・リゾート【holistic resort】

ギリシャ語のホロスが語源で「全体・つながり・バランス」を含んだ意味を持ち、自然・スポーツ・健康指導というつながりの中で、人間が本来持っている自然治癒力を最大限に活かせる施設づくり、リゾート地の形成を図るものです。

6. 雇用・就労

製造業をはじめ情報通信、バイオテクノロジーなどの先端技術産業や試験研究機関について、企業誘致の可能性を探ります。

また、地域の資源や地域産業を活かした付加価値の高い産業の創設や起業家を支援するとともに、高度に発達した情報通信網等を活用した新たなビジネスの育成を支援します。

- ハローワーク等関係機関と連携して、若者の地元雇用の促進及びUターン就職等の促進を図ります。
- 農林水産業の就業体験や冊子、県外での就業相談会を行い、地域の伝統的基幹

産業である農林水産業の魅力のPRを図ります。

- 高齢者、女性、障がい者が年齢や適性、能力に応じた雇用機会の確保に向け、関係機関と連携して、情報提供や相談、事業者への働きかけなどを行います。
- 近畿自動車道紀勢線尾鷲勢和間の早期整備を要請し、この高速輸送基盤を活用できる企業の誘致に努めます。
- 情報通信、バイオテクノロジーなどの先端技術産業やこれらを含めた試験研究施設の誘致に努めます。
- 自然や文化などの地域資源、地域産業を基盤とした付加価値の高い産業の創造や起業家を支援します。
- ケーブルテレビ網などの情報基盤を活用した新たなビジネスの創造やベンチャー企業の育成を支援します。
- 自然環境や歴史・文化、地場産業などの資源を活用した集客交流体制の整備を進めます。
- 訪問者の多様な要望に応える産業など、集客交流を支える新しい産業（デジタル・インダストリー）の育成を図ります。

【主要事業】

- ・積極的な企業誘致施策の実施
- ・休校舎の利用推進（ベンチャー企業育成施設・試験研究施設等）

用語解説

・バイオテクノロジー【biotechnology】

生命工学、生物工学。生物の機能を応用した工業技術。

基本目標4 心豊かに夢を育む教育・文化のまち

次代を担う子どもが夢を持って育ち、誰もがともに学ぶことができ、文化・スポーツに親しむ「心豊かに夢を育む教育・文化のまち」づくりを進めます。

1. 幼児教育

自然とのふれ合いや友だちとの関わりなど、幼稚園・保育所での集団生活の中で自発的な活動を促し、発達に必要な豊かな経験を通して道徳性の取得など「生きる力」を育むとともに、心豊かな人間形成の上で、幼児教育はその基礎を培うものであり、乳幼児、保育園児を持つ父母や家庭との連携を深め、基本的な生活習慣と自己肯定感、協調性を育む教育を推進します。また、幼児教育は義務教育をはじめ、その後の学習活動につながる重要な役割を担っていることから、小学校への円滑な移行のため幼・保・小の連携に努めます。

- 幼児教育に関する教育内容の充実と老朽化施設の整備を図ります。

- 幼児を持つ保護者学習会の開催及び教育講演会を開催します。
- 幼稚園職員と保育園職員の交流を深め、専門職としての資質・能力の向上に努めます。
- 地域資源、人材を活かした幼稚園教育の推進を図ります。

【主要事業】

- ・幼稚園の改築

2. 学校教育

豊かな人間性と社会性を育むとともに、学力の定着と向上のため、教職員の資質の向上を図り、「生きる力」を支える「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の調和と自然とのふれ合いを重視した教育の充実を図り、特色ある学校づくりを支援します。特別な支援を必要とする子どもには、能力や可能性を最大限に伸ばすことができる特別支援教育を推進します。また、地域に開かれた信頼される学校づくりを促進するとともに、学校施設・設備の整備を行い、安全な学校づくりに努めます。

- 小、中学校の老朽化した施設について、大規模改修工事を進めます。
- 家庭や地域の企業、各種団体との連携のもと、地域社会と一体になった教育を進めます。
- 環境教育の推進を図り、環境を大切に作る心を育みます。
- ALT（外国語指導助手）を活用した外国語教育の充実を図ります。
- コンピュータ等を利用し、情報化に対応する能力を育成します。
- 心と体の健康教育を推進します。
- 特別な支援を必要とする子どもが安心して就学できるよう、介助員の配置に努めます。

【主要事業】

- ・小、中学校等の改築
- ・地域資源・人材を活かした学校教育の推進
- ・情報学校教育推進事業（小学校パソコン室充実等）

3. 社会教育・青少年健全育成

住民一人ひとりが自発的・主体的に学習できる環境づくりを実現するため、指導者の育成・確保、関係団体の育成・強化を図るとともに、学習や活動の拠点となる公民館や図書館、情報学習施設等の整備・充実を図ります。また、公民館では、各年齢層に応じた様々な講座・教室を開催します。図書館では、図書の実践やインターネットを活用した図書館サービスの充実を図ります。

青少年については、関係団体や家庭、地域ぐるみの活動を支援し、健全な育成

を推進します。

- 各年齢層に応じた各種学級・講座等を拡充し、新しい社会情勢に応じた学習機会の充実に努めます。
- 関係団体や自主学習グループの育成・強化を図るとともに相互交流を促進します。
- 指導者の育成と確保に努めます。
- 学習や活動の拠点となる公民館や図書館、情報学習施設等の整備・充実に努めます。
- サークル活動や自主活動グループの成果を発表する機会の提供を推進します。
- 生活文化の向上を図るため、地域に密着した活動拠点として、集会所の整備、充実に努めます。
- 「青少年健全育成の町」宣言の精神を生かし、豊かな人間性が育つことを願って、総合的な青少年健全育成を推進します。
- 次代を担う青少年が心豊かに成長するためには、明るく心豊かな家庭づくりを推進するとともに、家庭・学校・地域・関係機関が一体となった健全育成に努めます。
- 非行の早期発見、早期指導の徹底を図るため、効果的な指導活動に努めます。
- 学校週5日制の中、様々な体験活動の場や機会を充実し、自ら学び自ら考える力や豊かな人間性などの「生きる力」を育成します。

【主要事業】

- ・生涯学習環境の充実
- ・生涯学習施設の整備
- ・集会所の整備
- ・青少年育成団体の活動支援
- ・街頭指導やパトロール、あいさつ運動の推進
- ・学習機会の充実、文化、スポーツ、ボランティア活動機会の提供
- ・「子どもの居場所づくり」の体制整備と事業推進

4. スポーツ

健康で活力ある住民生活や地域社会の活性化のため、住民がそれぞれの趣向に応じたスポーツ活動に継続して親しめ、生涯を通じて誰もが楽しくスポーツにふれあえる機会の充実や施設の整備を図ります。

- 各種大会やスポーツ教室の開催など楽しくスポーツにふれあう機会の提供とその充実に努めます。
- 地域スポーツ活動の振興を図るため、地域における団体・グループを育成するとともに、指導者の養成に努めます。

- 健康で活力ある社会生活を営むことができるよう、スポーツを通じて誰もが楽しく、生涯にわたり健康づくりができるスポーツ施設の整備を推進します。
- 体育協会やスポーツ少年団などの関係団体やスポーツ推進委員などと連携し、総合型地域スポーツクラブの設立をめざします。
- 地域スポーツ活動の振興、スポーツ人口の増加、健康づくり活動の活性化により、健康寿命の延長をめざします。また、地域スポーツ団体等と連携し、スポーツ合宿の拡大とスポーツ大会の誘致を進めます。
- 健康増進施設を拠点として、効果的な運営と利用促進を図ることにより、住民の運動する機会を創出し、健康増進や介護予防に努めます。

【主要事業】

- ・スポーツ大会や教室等の開催
- ・スポーツ施設の整備

用語解説

・総合型地域スポーツクラブ

身近な施設を拠点として、年齢や性別を問わず、複数のスポーツを生涯を通して気軽に楽しめるよう組織するもので、地域住民が主体的に組織を構成し運営するスポーツクラブのこと。

5. 文化・芸術

公民館において、優れた芸術・文化にふれる機会の提供や住民の自主的な文化・芸術活動の発表の場としての活用を促進します。

歴史や風土に育まれた貴重な文化財を保護し、現在埋もれている文化財の調査を行います。これらの文化財については、保護・保全に十分配慮し地域の歴史・文化の学習や地域資源としての活用を図ります。

また、伝統的な行事や風習、芸能などは、住民相互の連携と地域間の交流を深め、保存・継承を推進します。

- 各種の芸術・文化団体に対しては、創作活動や練習場所を提供するとともに、文化展や芸能大会など成果発表の機会を提供するなど文化・芸術活動を支援し、活性化を促進します。
- 講演会、演奏会、演劇会の開催等優れた芸術や文化にふれる機会の提供を推進します。
- 地域に埋もれた文化財の調査・発掘を行います。
- 後世に伝え残すべき貴重な文化財の保護に努めます。
- 資料の保存・展示をするための郷土歴史民俗資料館等の整備を図ります。また、これらを活用して小中学生の郷土学習や企画展の開催、郷土資料館だよりの発

- 行などにより郷土の歴史や文化の啓発に努めます。
- 世界遺産である熊野古道の適正な管理と保全に努めます。
 - 貴重な地域の文化財を、多くの人々から親しみや愛着を持たれるよう、町内外の人々に広く周知していきます。
 - 地域の歴史・文化を学ぶ地域資源として活用していきます。
 - 熊野古道を重要な資源として、活用していきます。
 - 伝統的な芸能や行事などの民俗文化財の保存、継承を支援します。
 - 住民相互の連携と地域の交流を深めるとともに、後継者の育成や確保に努め伝承活動の推進を図ります。

【主要事業】

- ・自主文化振興事業
- ・文化財の調査・発掘及び保護
- ・郷土歴史民俗資料館等の整備
- ・熊野古道の保全
- ・熊野古道の活用
- ・伝統芸能や民俗文化財の保存と継承
- ・後継者の育成

基本目標5 ともに担う参画と協働のまち

住民と行政が協働して地域づくりに参画し、自立した自治体の確立に向けた「ともに担う参画と協働のまち」づくりを進めます。

1. 協働のまちづくり

自立した個性ある自治体を実現するため、行政と住民との役割分担を明確にしなが、協働によるまちづくりへの取り組みを進めます。

そのためには、お互いの積極的な情報提供をもとに、情報の共有化を図ることが重要であり、情報公開制度や広報広聴の充実を図ります。

「特定非営利活動促進法（NPO法）」の制定により活発化している民間非営利組織（NPO）など住民団体による社会活動については、新町においてもこれらの活動の促進に向けての取り組みをしていきます。

協働によるまちづくりを推進するため、住民協働型行政システムの確立をめざします。

- ボランティア活動や文化・学習活動、健康づくり活動、環境美化活動、施設運営などへの住民の参加を促進し、自分たちのまちは自分たちでつくるという自治意識の醸成、高揚に努めます。
- まちづくりのための各種自主活動グループを育成し、活動の活発化を促すこと

- により、まちづくりへの住民の参画機会の拡充を図ります。
- 住民、特に若者のエネルギーをまちづくりに活用するため、まちづくりイベントの充実を図るとともに、集落単位での行事への積極的な参加を促していきます。
 - 地域おこし協力隊、集落支援員等の制度を活用し、地域の課題対策や地域協力活動を行い、地域力の維持・強化を図ります。
 - 情報公開制度の啓発・運用に力を入れるとともに、住民に対し提供すべき情報の把握・整理をしたうえで、積極的な情報提供を進めます。
 - IT(情報通信技術)を積極的に活用し、住民サービス向上に資するとともに、行政と住民相互の情報の共有化を図ります。
 - 情報公開制度のさらなる周知を図るとともに情報公開の円滑な対応に努めます。
 - 住民に身近な情報を提供し、町政への関心を高めるため、広報紙・行政放送・ホームページなどの一層の充実を図るほか、新しい情報通信基盤を利用した情報提供の研究を進めます。
 - 行政懇談会など広聴活動の充実を図り、住民と行政との円滑な情報交流を進めるとともに、住民の意見や要望を町政に的確に反映させ、行政と住民の協働によるまちづくりを推進します。
 - 特定非営利活動法人(NPO法人)についての説明会や講演会等を県と連携して実施するなど啓発に努めるとともに、広報等での情報提供を行います。
 - 相談窓口の充実や情報の提供を促進します。
 - 政策形成過程における住民参画など、住民の積極的な行政への参加を求め、住民の意見や提案を活かした住民から信頼される質の高い政策を実現します。また、職員自ら積極的に地域の住民活動や行事に参加するなどして行政と住民との協働意識のきっかけづくりにも努めます。
 - 住民と行政が対等な立場で、お互いの役割分担を明確にして責任をもって協働していけるシステムを構築します。
 - 広報紙、新聞、インターネット、ケーブルテレビなど様々なメディアを積極的に活用して住民にわかりやすく行政情報を提供することにより、透明な行政運営を進め、「説明責任」をしっかりと果たせるように取り組んでいきます。
 - 住民から幅広く意見を聴く広聴体制の充実強化を進めます。

【主要事業】

- ・まちづくり推進団体への支援
- ・行政担当者による出前トーク事業
- ・広報広聴活動の充実
- ・民間非営利組織(NPO)活動に関する情報提供及び支援
- ・住民との協働によるまちづくりの推進体制を整備

2. コミュニティ活動

住みよい地域や豊かさの感じられる地域社会は、社会基盤の整備や福祉施策の充実のみでは成り立たず、そこに住む住民がお互いを尊重し合い、助け合いや心のふれあう地域社会の形成によって成立することから、コミュニティ活動の活性化のための支援を進めるとともに、各地域における自治機能の向上を促進し、地域の身近な課題を自ら解決することができる住民自治の地域づくりを進めていきます。

- 地域に根ざした地域リーダーの発掘・育成コミュニティの重要性、活動の状況等についての広報・啓発活動を行い、各種行事や防災活動、ボランティア活動への参加を促進し、地域連帯感や相互扶助の精神にあふれた地域づくりに努めます。
- 地域住民の交流と連携を強化し各種地域活動を推進するため、集会所など交流・活動の場の整備・支援を行います。
- 各自治会などの独自性を活かし、かつ、町との協調、連携を強化します。
- コミュニティ活動に必要な情報提供を積極的に行うとともに、役割分担を明確にしなが、それぞれ責任をもって協働していくための具体的なシステムを構築します。

【主要事業】

- ・コミュニティ施設の整備充実
- ・自治会活動等への支援

3. 人権・男女共同参画

基本的人権が尊重され、差別のない明るく住みよいまちを実現するため、学校教育、社会教育、家庭教育と連携を図りながら人権教育を総合的に推進します。

また、多様化する人権侵害に対しては、関係機関と連携し予防啓発の推進と人権問題相談体制の充実を図ります。

男女共同参画社会の実現については、男女が共に地域活動に参加し、活躍できる社会の形成を図るとともに、性別による差別をなくし、共に支え合う啓発活動や環境づくりに努めます。

- 「人権尊重の町宣言」の趣旨を踏まえ、住民一人ひとりの人権が尊重される住みよく明るい社会をつくるため、人権条例の制定について検討を行います。
- 人権尊重の視点に立った教育を積極的に推進します。
- 関係機関と連携し啓発活動を推進するとともに、被害者等に対する相談や支援体制の構築に努めます。
- 児童虐待やいじめなど子どもの人権に関わる問題は、専門機関と地域が連携した地域支援の体制を構築します。

- LGBT（性的マイノリティ）に関する正しい情報により、当事者が偏見や差別を受けることなく、自分らしい生活ができるよう支援を行います。
- 男女共同参画推進のための課題の掘り起こし等実態把握に努めるとともに、推進プランの検討を行います。
- 女性が地域社会活動に参加し、活躍できるよう女性グループなどへの支援と人材の養成に努めます。
- ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、男女が仕事と子育てや介護などを両立できるように、関係機関と連携し、様々な制度の啓発に取り組みます。
- 各審議会などへの女性委員の登用を促進していきます。
- 社会のあらゆる分野で、女性と男性が、性別ではなく個性・能力で活躍できる社会の実現に向けて積極的に改善措置を行っていきます。
- 家庭内暴力や性的いやがらせなど、肉体的心理的なあらゆる暴力から身を守るため、関連機関と連携し相談や支援体制の充実を図ります。

【主要事業】

- ・人権相談の充実
- ・人権啓発活動事業の推進
- ・男女共同参画の推進啓発

4. 交流、定住・移住

地域間交流については、この地域の特性を活かして、他の都市や地域と連携し、さまざまな分野にわたる交流を住民と行政が一体となって進めます。

国際交流については、海外研修など国際交流の機会を拡大し、幅広く住民が参加する中で、国際性豊かな人づくりを進めます。

- 異なった歴史・風土・文化を学ぶとともに、新町の地域性の理解を深めるための交流を推進します。
- 他地域との経済・情報などの交流の促進を図るとともに、友好都市との交流事業を推進します。
- UIJ ターン希望者への情報提供や相談窓口など総合的な支援体制の構築を図ります。
- 町外在住の出身者とのネットワークを大切にし、情報交換等を通じて活性化を促進するための事業を推進します。
- 中学校等の姉妹校提携による中学生を主体とした国際交流を推進します。
- 国際的視野を持つ人材の育成、教育文化活動の活発化など国内外との交流を積極的に推進します。
- 外国人講師による講座などを開催します。
- 町内在住の外国人と相互理解を深めるための機会づくりを進めます。
- 国際交流関係団体等への支援を推進するとともに、海外研修助成制度など国際

性豊かな人材育成のための支援を進めます。

【主要事業】

- ・友好都市交流事業の推進
- ・町外在住者等とのネットワークの強化推進
- ・姉妹校等の国際交流の支援
- ・海外研修助成事業
- ・国際交流関係団体への支援

5. 行財政経営

自立できる町をめざし、行政改革の推進に努めます。

国・地方の財政は、ますます厳しくなる状況にあり、限られた財源の中で計画的でより効率的、効果的な行財政運営に努めます。

また、簡素で機能的な組織・機構の構築をめざすとともに、職員においても一人ひとりの意識改革を促し、既成概念にとらわれることなく、時代の流れや住民ニーズを柔軟にキャッチし対応できる感性や政策形成能力を開発・育成し、住民の信頼と満足度の向上に資するよう努めます。

- 将来資本的経費をおさえられるよう 20 年間に基本的な社会資本の充実に努めます。
- 公共施設の配置及び運営等の調整を図ります。
- 将来、町財政や雇用に貢献しうるような起業の支援や地域産業の育成に努め、企業誘致の可能性を探ります。
- 国、県主導ではなく、町が主導権を握って改革を推進していくために、住民の信頼のもとに自治体経営の基礎である財政基盤の強化を図り、柔軟で効率的な組織づくりや職場の活性化を進めます。
- 事務事業をできるだけ客観的に評価し、改善していける「行政評価システム」を構築し、住民の満足度が高まるように事業を実施します。
- 「最小のコストで最良のサービス」が提供できるよう、行政が直営で行うよりも専門性のある民間に任せた方が妥当と考えられる業務は、外部委託(アウトソーシング)を積極的に図ります。
- 民間活力を積極的に取り入れ、効率的に事業展開を図るために P F I 方式などの新たな行政手法を検討します。
- 広域的に処理することがより効果的な事務事業については、広域圏内で検討を進め、できるものから実施していきます。
- 財政計画や新地方公会計制度による財政状況の分析・活用を図るとともに、事業効果や費用効果など重要度、緊急度を総合的に勘案し、事務事業の見直し、事業の重点化・差別化等を図りながら、効果的・効率的な財政経営を推進します。

- 受益者負担の原則から事業の分担金、使用料・手数料の見直し、遊休地の処分・利活用とともに、新たな自主財源の確保に努めます。
- コスト意識の徹底と事業の抜本的な見直しにより、効率的な行政運営を進め経費の削減に努めます。
- 活力ある効率的な組織づくりのため、人員配置の適正化に向けた恒常的な見直しや組織の統廃合を検討していきます。
- 重点施策等の実施にあたっては、プロジェクトを立ち上げるなど、共通認識のもと組織的な推進体制の強化を図ります。
- 各課が持つ様々な情報をIT（情報通信技術）を活用して共有化することで、住民からの問いにスピーディーに対応できるようにします。また、共有化した行政情報も住民が活用できるようにして、住民参加を促進します。
- 急激に変化する社会経済情勢に対応し、住民からの様々な要望に応えられるように職員研修の充実を図ります。
- 職員の自己啓発の促進を図るため、自発的な研究グループ、活動グループ等に対し支援を行います。

【主要事業】

- ・行政評価システムの構築
- ・定員適正化計画の策定
- ・情報共有化システムの構築
- ・本庁舎建設事業
- ・既存庁舎等の改修事業
- ・人材育成基本計画の策定
- ・大学や専門機関などとの連携による職員研修の実施

用語解説

- ・PFI【Private Finance Initiative】方式
イギリスで誕生した公共施設の建設や維持管理・運営等を民間の資金や経営能力、技術力を活用して行う手法のこと。

第6章 新町における県事業の促進

第1節 三重県との協力、連携

新町は、一体的なまちづくりや地域の特性を活かした魅力的なまちづくりを推進するために、県事業の推進に協力、連携していきます。

第2節 新町における主な三重県事業

新町が建設計画において取り組む「生活基盤の整備」、「産業の振興」、「観光産業の促進」に関し、県事業の推進に協力、連携していきます。

1. 生活基盤の整備

① 道路の整備促進

新町の一体性の確立と各地域間の連携強化を図るため、また、大規模災害時の緊急輸送路確保の必要性から、近畿自動車道紀勢線の整備について関係機関に働きかけるとともに、県管理道路の整備に協力、連携していきます。

- ・ 国道 422 号（志子～下地、大原）
- ・ 長島港古里線（中ノ島）
- ・ 矢口浦上里線（矢口浦）
- ・ 海山尾鷲港線（小山浦）
- ・ 須賀利港相賀停車場線（相賀橋／相賀）
- ・ 長島港線（長島）
- ・ 須賀利港相賀停車場線（矢口浦、生熊）

② 港湾・海岸の整備促進

港湾施設の耐震補強工事、高潮や津波などによる災害防止・軽減対策のため、海岸保全施設の整備の推進に協力、連携します。

- ・ 長島港橋梁耐震補強工事（江ノ浦大橋）
- ・ 長島港海岸高潮対策事業（中ノ島）

③ 河川対策の促進

洪水対策のための河川改修や堆積土砂撤去の推進に協力、連携していきます。

- ・河川改修事業
赤羽川、片上川、銚子川、船津川
- ・堆積土砂撤去事業
赤羽川、銚子川、船津川

④ 治山・砂防・急傾斜地対策の促進

洪水、土砂災害などを未然に防止するため、治山事業、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業などの推進に協力、連携していきます。

- ・砂防事業
猪ノ谷（中桐）、滝ヶ谷（出垣内）、猿谷東・西（鯨）、
在ノ上北谷（船津）、谷地東谷（島勝浦）
- ・急傾斜地崩壊対策事業
西町地区、山居3地区（出垣内）
- ・治山事業
- ・沿岸地域林地崩壊防止等緊急対策事業

2. 産業の振興

① 農業の振興

効率的な生産を行えるよう農業生産基盤の整備を進めます。

- ・中山間地域総合整備事業
- ・ため池等整備事業
- ・農地中間管理機構関連農地整備事業

② 林業の振興

林業生産基盤を整備するため、林道の開設を進めます。

- ・森林基幹道野又越線開設事業

③ 水産業の振興

水産資源の持続的利用と安全で効率的な供給体制を構築するため、水産基盤整備の推進に協力、連携していきます。

- ・水産物供給基盤整備事業（広域型増殖場造成事業、浮魚礁設置事業）
- ・海女漁業等環境基盤整備事業

3. 観光産業の促進

① レクリエーション都市の整備促進

社会経済情勢の変化を的確に捉えたうえで、公園の整備に協力、連携します。

- ・熊野灘臨海公園整備事業

第7章 公共的施設の統合整備

公共的施設の統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の特殊性や新町全体のバランス、さらには財政事情等を考慮しながら検討していきます。

特に、新たな公共的施設の整備については、まず、既存の公共的施設の有効活用を検討し、既存施設では機能しない場合に限り整備することとします。整備にあたっては行財政運営の効率化はもちろん、事業の効果や効率性、施設の維持管理費や運営方法等について十分に検討し、新町全体として均衡ある発展と住民の福祉の向上を実現できる施設の整備に努めるものとし、施設の再利用が困難な公共的施設については、除却を進めます。

また、幼稚園、小・中学校の整備などについても、将来人口の推計や地域特性などを考慮して今後のあり方を検討します。

第8章 財政計画

第1節 策定の基本的な考え方

この計画は、新町としての施策の計画的な実施と、長期的な展望に立って限られた財源の効率的な運用を図るために策定したものです。

1. 計画期間

2006年度（平成18年度）～2025年度（令和7年度）までの20ヵ年計画としています。

2. 会計区分

普通会計ベースとしています。

3. 考慮事項

- ・現在の行政水準を維持していくことを基本としています。
- ・合併にともなう歳出削減効果、合併特例債等、国・県による支援措置を考慮しています。
- ・算定については、令和2年度の予算額（特別なものを除く）を基準値としています。
- ・国の三位一体改革を勘案しています。

第2節 歳入歳出の計算方法

1. 歳入

① 地方税

令和元年度決算見込み額に、過去の町税の実績額を考慮し算出しています。

② 地方譲与税・各種交付金

過去の実績等を踏まえ、算定しています。

③ 地方交付税

普通交付税については、合併算定替特例（合併がなかったものとして旧町ごとに算定した額）から一本算定への段階的移行を反映させるとともに、合併に係る支援措置と合併特例債など交付税に算入される公債費を加味して算定しています。

特別交付税については、令和2年度予算額と同額を毎年見込んでいます。

④ 国庫支出金、県支出金

国庫支出金、県支出金については、過去の実績等を基本に、令和2年度予算額と同額を毎年見込んでいます。

⑤ 地方債

地方債については、新町建設計画における主要事業を実施・推進するため、交付税措置が有利な合併特例債などの起債を活用して算定しています。

⑥ その他

その他の歳入については、過去の実績等を考慮してそれぞれ算定しています。

なお、各年度の歳入歳出額を同額とするため、収入不足となる年度は歳入に財政調整基金等の繰り入れを行うこととして算定しています。

2. 歳 出

① 人件費

職員給与については、過去の実績等により職員一人当たりの給与費を算出し、退職後の補充を抑制することに努めて、令和2年度の水準を維持することとして算定しています。

② 扶助費

扶助費については、現行の社会保障制度を維持することし、令和2年度予算額と同額として算定しています。

③ 公債費

平成30年度末の地方債残高に対する償還見込み額に、今後の新町建設計画における各種事業の実施にともない、新たに借り入れることとなる地方債の償還見込み額を加味して算定しています。

④ 物件費

物件費については、令和2年度予算から特殊要因を除いて算定しています。

⑤ 補助費等

補助費等については、過去の実績等を基準に特殊要因を除き、現在の水準を維持するものとして算定しています。

⑥ 繰出金

国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、水道事業会計など特

別会計等への繰出金は、令和2年度予算額と同額として算定しています。

⑦ 普通建設事業費

普通建設事業費については、建設事業に対し確保可能な一般財源額に留意しつつ、後年度の公債費負担による財源逼迫を起こさないよう、新町建設計画における事業を計画的・効果的に実施することを見込んでいます。

財政計画表

(単位：千円)

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
地方税	1,409,475	1,585,126	1,621,871	1,594,491	1,580,286	1,566,787	1,553,004	1,559,038	1,542,579	1,503,445	1,496,535	1,518,305	1,452,298
地方譲与税	218,345	96,565	92,562	86,543	83,789	76,618	71,552	67,881	65,231	68,608	67,311	65,579	68,653
各種交付金	310,849	273,074	251,851	242,874	250,799	238,287	200,866	217,761	236,754	369,186	313,489	324,549	341,526
地方交付税	4,102,069	4,082,290	4,173,640	4,146,630	4,404,980	4,335,478	4,327,655	4,347,379	4,269,467	4,408,108	4,322,666	4,232,333	4,141,806
分担金及び負担金	119,789	110,317	96,154	98,201	99,719	96,460	91,682	93,624	94,183	79,518	60,656	61,066	58,705
使用料及び手数料	151,998	150,192	145,125	148,331	146,188	139,292	139,889	153,467	153,452	158,415	152,359	168,911	197,765
国庫支出金	585,022	691,371	487,791	1,948,068	1,291,172	956,103	899,254	665,095	673,374	820,388	890,225	814,618	715,432
県支出金	909,715	678,744	643,553	571,921	653,218	922,901	751,745	707,979	665,839	580,300	616,641	608,980	920,953
繰入金	441,864	180,260	256,318	562,431	72,276	93,111	129,532	318,840	151,016	298,148	422,850	695,834	669,205
地方債	881,000	612,100	638,500	963,000	1,464,500	1,216,400	1,901,700	987,400	1,400,000	1,085,100	1,100,095	1,257,592	1,507,852
うち 合併特例債	154,200	120,000	144,900	278,500	626,500	476,600	1,025,800	311,700	572,400	271,200	531,100	637,000	873,200
諸収入・その他	989,830	753,723	596,663	569,286	707,099	725,586	651,798	647,671	698,902	742,453	908,152	949,143	853,175
歳入合計	10,119,956	9,213,762	9,004,028	10,931,776	10,754,026	10,367,023	10,118,677	9,766,135	9,950,797	10,113,669	10,350,979	10,696,910	10,927,370

各種交付金・・・利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、交通安全対策特別交付金
 諸収入・その他・・・財産収入、寄附金、繰越金、諸収入

(単位：千円)

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
人件費	1,852,971	1,772,113	1,633,506	1,649,530	1,528,435	1,538,783	1,444,606	1,443,767	1,439,683	1,461,145	1,421,296	1,432,898	1,461,825
扶助費	806,182	843,534	837,251	875,409	1,058,628	1,102,212	1,083,856	1,073,040	1,157,601	1,158,673	1,267,796	1,240,637	1,161,681
公債費	1,683,336	1,663,009	1,823,181	1,623,860	1,439,932	1,466,389	1,521,962	1,450,434	1,402,673	1,449,718	1,333,664	1,327,993	1,294,314
物件費	1,265,395	1,250,810	1,220,566	1,198,736	1,282,108	1,497,801	1,443,080	1,463,780	1,531,431	1,632,025	1,638,787	1,762,688	1,794,021
維持補修費	56,699	42,999	47,200	65,258	61,586	54,955	74,428	106,996	76,396	98,675	103,934	127,899	138,335
補助費等	901,753	897,247	901,759	1,182,158	855,098	851,769	861,073	821,534	1,238,791	1,150,008	1,306,295	1,034,539	1,053,280
積立金	819,434	560,517	448,293	590,403	1,240,588	830,277	557,753	892,251	521,958	585,887	419,452	580,646	443,681
投資及び出資金、貸付金	7,664	5,280	5,288	6,252	6,156	4,956	4,012	3,468	3,948	5,556	8,340	10,260	7,680
繰出金	832,753	824,056	820,595	818,030	839,066	832,286	864,273	870,997	918,544	934,907	946,116	1,035,515	959,438
普通建設事業費	1,074,579	993,621	813,110	1,896,607	1,911,817	1,715,031	2,391,210	1,161,026	1,186,447	931,872	1,299,536	1,549,283	2,212,348
災害復旧費	419,460	42,084	106,449	94,314	11,193	46,631	52,149	0	0	70,515	42,462	83,059	14,427
歳出合計	9,720,226	8,895,270	8,657,198	10,000,557	10,234,607	9,941,090	10,298,402	9,287,293	9,477,472	9,478,981	9,787,678	10,185,417	10,541,030

※ 平成18年度から平成30年度までは決算額、令和元年度から令和7年度は見込み額。

財政計画表

(単位：千円)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	合計 (平成18年度～令和7年度)
地方税	1,458,211	1,447,449	1,436,907	1,426,584	1,416,479	1,406,593	1,396,925	29,972,389
地方譲与税	88,293	115,147	115,147	128,719	128,719	142,292	142,292	1,989,846
各種交付金	331,971	350,282	350,282	350,282	350,282	350,282	350,282	6,005,528
地方交付税	4,154,891	4,010,147	3,823,212	3,787,606	3,980,458	3,943,240	3,806,338	82,800,393
分担金及び負担金	46,605	31,546	31,546	31,546	31,546	31,546	31,546	1,395,955
使用料及び手数料	203,326	189,188	189,188	189,188	189,188	189,188	189,188	3,343,838
国庫支出金	946,700	750,706	735,655	735,655	735,655	735,655	735,655	16,813,594
県支出金	880,817	607,442	607,442	607,442	607,442	607,442	607,442	13,757,958
繰入金	721,328	759,219	763,362	770,575	709,579	725,011	787,539	9,528,298
地方債	2,452,250	1,672,700	672,500	672,500	672,500	672,500	672,800	22,502,989
うち 合併特例債	1,729,600	149,000	72,500	72,500	72,500	72,500	72,800	8,264,500
諸収入・その他	640,623	813,225	592,641	556,533	556,533	556,533	556,533	14,066,002
歳入合計	11,925,015	10,747,051	9,317,782	9,256,630	9,378,381	9,360,282	9,276,540	202,176,790

各種交付金・・・和子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、地方特別交付金、交通安全対策特別交付金
 諸収入・その他・・・財産収入、寄附金、繰越金、諸収入

(単位：千円)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	合計 (平成18年度～令和7年度)
人件費	1,469,320	1,873,035	1,871,104	1,861,459	1,874,962	1,865,317	1,861,459	32,757,214
扶助費	1,167,169	1,274,521	1,274,521	1,274,521	1,274,521	1,274,521	1,274,521	22,480,795
公債費	1,354,086	1,380,906	1,390,295	1,369,216	1,477,464	1,455,437	1,375,553	29,283,422
物件費	1,887,811	1,811,066	1,573,878	1,573,878	1,573,878	1,573,878	1,573,878	30,549,495
維持補修費	85,290	85,587	85,587	85,587	85,587	85,587	85,587	1,654,172
補助費等	915,766	988,071	988,071	944,071	944,071	944,071	944,071	19,723,496
積立金	299,154	313,796	310,095	323,667	323,667	337,240	337,240	10,735,999
投資及び出資金、貸付金	6,360	10,560	10,560	10,560	10,560	10,560	10,560	148,580
繰出金	1,067,730	1,108,403	1,108,403	1,108,403	1,108,403	1,108,403	1,108,403	19,214,724
普通建設事業費	3,193,832	1,901,106	705,268	705,268	705,268	705,268	705,268	27,757,765
災害復旧費	119,487	0	0	0	0	0	0	1,102,230
歳出合計	11,566,005	10,747,051	9,317,782	9,256,630	9,378,381	9,360,282	9,276,540	195,407,892

※ 平成18年度から平成30年度までは決算額、令和元年度から令和7年度は見込み額。

新 町 建 設 計 画

2005 年（平成 17 年）1 月

紀伊長島町・海山町合併協議会

2015 年（平成 27 年）9 月 変更

紀北町

2020 年（令和 2 年）9 月 変更

紀北町

三重県北牟婁郡紀北町東長島 769 番地 1

電 話 0 5 9 7 - 4 6 - 3 1 1 3

F A X 0 5 9 7 - 4 7 - 5 9 0 8

E-mail kikaku@town.mie-kihoku.lg.jp